

監査の結果及び意見

以下は、「 監査の結果及び意見（総論）」の本文である。

1. 船橋市民文化ホール

(1) 施設の概要

所在地
船橋市本町2丁目2番5号

所管部署
教育委員会生涯学習部

供用開始年度
昭和53年度

施設の目的

近年、所得水準の向上、余暇時間の増加によって、家庭・職場地域において、文学・芸術・音楽・演劇などの創作活動や鑑賞・発表活動が盛んになり、市民の文化的要求が非常に高まってきている。しかし、当時船橋市には公民館講堂等が少なく、これらの要求を充分満たすことが出来ない状況にあった。そこで、市民ホールを建設することによって、市民が優れた文化芸術を享受することができる機会及び市民自ら文化芸術活動を実施できる場を提供するとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することを目的とする。

施設の内容

施設の内容は以下のとおりである。

項目	仕様
収容人員	1,110人(椅子席1,106席、車椅子席4席)
建築構造	地上1階、2階、3階、中3階、4階
設備装置	舞台装置、音響反射装置、スクリーン装置、ピアノ2台(スタインウェイフルコンサート)
楽屋	和室2部屋、洋室4部屋、楽屋事務室

(船橋市民文化ホール・ホームページより)

開館時間は次のとおりである。

開館時間(利用時間) 全日：午前9時から午後10時まで
午前の部：午前9時から午前12時まで
午後の部：午後1時から午後5時まで
夜の部：午後6時から午後10時まで

休館日は、毎週月曜日と年末年始(12/29~1/3)

利用料金は、船橋市文化芸術ホール条例第 24 条によって定められている。平成 15 年 4 月 1 日現在の料金は以下のとおりである（消費税は含まれていない）。

区分/ 単位使用時間		午前の部 午前 9 時から 午前 12 時まで	午後の部 午後 1 時から 午後 5 時まで	夜の部 午後 6 時から 午後 10 時まで	全日 午前 9 時から 午後 10 時まで
ホール	平日	10,000 円	20,000 円	33,300 円	57,500 円
	土日 休日	12,500 円	25,000 円	41,700 円	71,900 円
楽屋	第 1 楽屋	300 円	400 円	600 円	1,000 円
	第 2 楽屋	400 円	500 円	800 円	1,400 円
	第 3 楽屋	400 円	500 円	800 円	1,400 円
	第 4 楽屋	300 円	400 円	600 円	1,000 円
	第 5 楽屋	500 円	800 円	1,300 円	2,100 円
	第 6 楽屋	500 円	800 円	1,300 円	2,100 円
	事務所	100 円	200 円	400 円	700 円
リハーサル室		1,900 円	2,500 円	3,300 円	5,900 円

(注1) 次の各号に掲げる場合は、単位使用時間における金額(以下「単位金額」という。)に当該各号に定める額を加算した額とする。

1. 割増額

- (1) 市内在住者以外のもので使用する場合 単位金額の 8 割に相当する額
- (2) 興行として使用する場合 単位金額の 10 割に相当する額
- (3) 入場料を徴収する場合
 - 入場料が 1,000 円以下のとき 単位金額の 3 割に相当する額
 - 入場料が 1,001 円以上 4,000 円以下のとき 単位金額の 5 割に相当する額
 - 入場料が 4,001 円以上のとき 単位金額の 7 割に相当する額
2. 単位使用時間を超えて使用する場合(繰り上げて使用する場合を含む。)1 時間(1 時間未満の場合は、1 時間とみなす。)につき、単位金額(全日において、繰り上げて使用する場合は午前の部の単位金額、単位使用時間を超えて使用する場合は夜の部の単位金額)と「1. 割増額」に定める額との合計額の 3 割に相当する額
3. 冷暖房を使用する場合 単位金額の 3 割に相当する額

(注 2) 準備又は練習のため舞台のみを使用する場合は、単位金額を(注 1)に定める額との合計額の 3 割に相当する額とする。

【舞台設備等】(詳細は規則の定めによる)

種別	単位	金額
舞台設備	1 台又は 1 式	3,000 円
照明設備	1 列、1 台又は 1 式	5,000 円
音響設備	1 台、1 本又は 1 式	1,000 円
映写設備	1 台又は 1 式	3,000 円
楽器	1 台	6,000 円
持込器具使用電源	1 台(1 キロワット)	150 円
電動収納式移動観覧席	1 基	2,000 円

この表の額は、午前の部、午後の部又は夜の部の区分ごとの額とする。

(2) 施設の管理運営方法

主な委託業務
市の直営

運営体制
館長・・・1人(中央公民館と兼務)
一般事務・・・6人
一般技能員・・・5人(中央公民館と兼務)
電気・・・1人(中央公民館と兼務)
機械・・・1人(中央公民館と兼務)

(3) 初期投資の状況

船橋市民文化ホール(以下「市民文化ホール」という。)は、船橋市中央公民館と同一敷地内に建設されたため、中央公民館の財産台帳に記帳されているが金額は記載されていないため、用地費については不明である((5) 監査の結果 財産台帳について 参照)。

(単位:千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市 債
用地費	不明	不明	不明	不明	不明
建設費	1,435,266	1,342,466	58,000	34,800	-

(4) 施設の利用状況及び収支状況

【利用状況】

		平成 12年度	13年度	14年度
本 ル	開館日数(日)	283	309	307
	利用日数(日)	240	268	271
	利用率(%)	84.8	86.7	88.3
	利用団体数(団体)	161	172	188
	利用回数(回)	590	676	694
	利用人数(人)	152,195	165,824	162,064
リ 小 サ ラ 室	開館日数(日)	283	309	307
	利用日数(日)	239	226	249
	利用率(%)	84.5	73.1	81.1
	利用団体数(団体)	202	171	182
	利用回数(回)	480	428	492
	利用人数(人)	18,907	17,767	17,431

平成 13 年度に開館日数を増やしたため、利用状況の各項目の多くが上昇している。利用率は、ホール、リハーサル室ともに高い水準で推移しており、市民の利用頻度は高いといえる。

【収支状況】	(単位:千円)		
	平成 12 年度	13 年度	14 年度
歳入()	23,936	23,201	23,783
市民文化ホール使用料	23,924	23,196	23,783
基金運用収入その他	12	5	0
歳出()	41,384	32,208	32,494
社会教育総務費	125	160	90
市民文化ホール運営費	28,764	32,047	30,955
運営費	10,517	9,326	10,106
自主事業費	8,464	11,578	7,750
事業基金繰出金	9,782	11,142	13,098
その他	-	-	-
市民文化ホール整備費	12,495	-	1,449
収支(-)	17,447	9,006	8,711

平成 13 年度で開館日数を増加したものの、歳入は 23 百万円程度で横ばいである。歳出は平成 12 年度に整備費を 12 百万円支出したため、収支が大きくマイナスとなっているが、通常は 9 百万円程度で横ばいとなっている。

(5) 監査の結果

財産台帳について

船橋市財務規則第 168 条によれば、土地や建物、工作物等については財産台帳の作成が求められているが、このうち土地台帳には価額が記載されておらず、建物台帳は附属設備もまとめて 1 つの資産として捉えられ、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できないようになっている。

また、同規則第 166 条によれば、不動産を取得した場合は登記が必要とされているが、市民文化ホール建設時にはこの規則がなかったため、現在でも建物の登記がなされていない。

(改善策)

建物は躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価額等を記載した台帳もしくは補助簿を整備すべきである。

また、規則ができる以前に取得した建物についても、登記を行うべきである。

委託契約（音響、舞台、照明）について

市民文化ホール独自の保守点検委託業務として、音響設備、舞台設備、照明設備の3業務がある。

これらの委託業務は、ホール開業時から同一の業者との間で毎年度随意契約が締結されており、委託料の過去5年間の推移は次表のとおり、ほとんど同額で推移している。

(単位:千円)

業務	委託先	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
音響設備	不二音響(株)	906	906	906	906	906
舞台設備	森平舞台機構(株)	1,130	1,130	852	1,130	1,130
照明設備	東芝テクノネット ワーク(株)	761	761	761	761	761

随意契約の理由は、業務内容が専門的であり、設備の導入業者でもあるこれらの業者でなければ適切な保守点検が行えないと判断されたためである。そのため、他業者との見積り合わせを行っていない。さらに、設計書や見積書には、検査の回数と1回あたりの金額しか示されておらず具体的な人数や工数は示されていないため、金額の妥当性は確認できなかった。なお、船橋市財務規則第124条及び125条によれば、委託業務完了後に職員による完了検査と検査調書の作成が必要となるが、これらは実施されていなかった。

(改善策)

専門業者とはいえ、同様の業務を行う業者は多いので、随意契約であっても見積り合わせを行い、委託料相場の把握や委託料削減に努めるべきである。

また、委託契約においても職員による適切な完了検査と検査調書の作成が必要である。

委託契約（その他館内保守業務）について

以外の館内の保守点検業務には、保安業務、設備管理委託業務、清掃業務等があるが、これらは隣接する中央公民館と共同の業務であり、費用負担は中央公民館が全て負担している。

これらの業務のうち、平成14年度の契約額が100万円以上の契約と、それら委託料の過去5年間の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

業務	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
保安管理	18,690	18,690	16,275	15,529	16,800
(委託先)	日本相互 警備保障(株)	日本相互 警備保障(株)	オリエンタル 警備保障(株)	オリエンタル 警備保障(株)	オリエンタル 警備保障(株)
(契約形態)	指名競争	指名競争	指名競争	指名競争	指名競争
設備管理	28,507	28,507	28,501	28,501	27,909
	新東産業(株)	新東産業(株)	新東産業(株)	新東産業(株)	新東産業(株)
	随意契約	随意契約	指名競争	随意契約	随意契約

業務	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
清掃	24,150	22,667	21,879	21,420	21,304
	東京美装 興業(株)	東京美装 興業(株)	東京美装 興業(株)	東京美装 興業(株)	東京美装 興業(株)
	指名競争	指名競争	指名競争	指名競争	指名競争
夜間警備	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049
	総合警備 保障(株)	総合警備 保障(株)	総合警備 保障(株)	総合警備 保障(株)	総合警備 保障(株)
	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
冷温水発生器 保守点検	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785
	荏原テクノ サーブ(株)	荏原テクノ サーブ(株)	荏原テクノ サーブ(株)	荏原テクノ サーブ(株)	荏原テクノ サーブ(株)
	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
エレベータ 保守点検	2,217	2,217	2,217	2,217	2,217
	東芝 エレベータ(株)	東芝 エレベータ(株)	東芝 エレベータ(株)	東芝 エレベータ(株)	東芝 エレベータ(株)
	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約

上記のうち毎年度随意契約を締結している夜間警備、冷温水発生器保守点検、エレベータ保守点検業務は、いずれも設備の導入業者で専門性を有することが随意契約の理由となっており、見積り合わせは行っていない。

設備管理業務については、委託先の学習能力等の観点から5年ごとに指名競争入札を行い、その後4年間は同じ委託先と随意契約を行うこととしている。

また、保安管理業務と清掃業務については平成14年度の指名業者は4社である（15年度は清掃業務は8社としている）。14年度の落札率（落札価額/設計価額で計算）は保安管理は88%、清掃は95%、同様に15年度は保安管理は94%、清掃は94%となっている。

なお、と同様、委託業務完了後の職員による完了検査と検査調書の作成は実施されていなかった。

（改善策）

夜間警備、冷温水発生器保守点検、エレベータ保守点検業務については、専門業者とはいえ、同様の業務を行う業者は多いので、随意契約であっても見積り合わせを行い委託料相場の把握や委託料削減に努めるべきである。

保安業務や設備管理業務、清掃業務についても、指名業者の数を増やす、あるいは工事と同様に一般競争入札を導入し、入札参加者を増やすことにより落札率の改善を図るべきである。

また、と同様、職員による適切な完了検査と検査調書の作成が必要である。

なお、中央公民館と共通の管理委託費を全て中央公民館の負担とすることは実態にそぐわず不適切であり、床面積等の適切な按分基準を設けて文化ホールでも負担すべきである。仮に、このような負担按分を行うと、市民文化ホールの維持管理費は平成14年度で33,982千円増加する（床面積で按分した場合）。

資金管理について

「25周年ガラ・コンサート」に向けて、市の主催で合唱団が組成され、平成15年4月から7月まで団員から月1,000円ずつ会費を市の職員が徴収しているが、これを市民文化ホール事務局で管理しており（現金を金庫に保管している）、その結果、合唱団の会費を市が預かっている形になっている。

また、同じく平成15年度において自主事業で宇崎竜童ロックコンサートを共催で行っているが、市が会場（市民文化ホール）を提供して売上金のうち10%を受け取る形態をとっている。このうち、ホール窓口で販売した分は預り金として現金を金庫に保管している（15年7月31日時点で60万円）。しかし、原則である事業基金（市の基金）を通さないため、管理責任が不透明な上、現金管理のため盗難のリスクもある。

（改善策）

合唱団はあくまでも市とは別組織であるが、もし、市が会費を紛失すれば、市の責任が問われる。このような会費の管理については合唱団内で責任者を決めて保管させるようにし、市は直接関与すべきではない。

また、共催による販売代金のうち市民文化ホールでの販売分については、一旦銀行に預け入れた上で10%を事業基金に繰り入れ、残りの90%を共催者側に渡す等の方法により、市が過度にリスクを負わないような資金管理の方法を決めて実行していくべきである。

修繕にかかる設計図面について

舞台搬入口シャッター改修工事（1,499千円）について、市建築課に工事を依頼しており、市民文化ホールは設計図面の原本もしくはコピーを保管していない。

（改善策）

実際に管理を行うのは市民文化ホールであるから、今後の維持管理のためにも図面の原本もしくはコピーは、自らが保管しておくべきである。

大規模修繕計画について

市民文化ホールは昭和53年7月に開業され、以後大規模修繕はまだ行われていない。平成15～18年度に関しては、必要な修繕工事と見積額を試算している（3年間で652,000千円）。しかし、それ以降のホール全体の大規模修繕計画は特に策定されていない。

（改善策）

今後も市民文化ホールの運営を継続していく以上、市民文化ホール事務局及び管財課等関係部署にて、ホール全体の必要な修繕時期と金額を見積もったうえで大規模修繕計画を策定すべきである。

(6) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

市民文化ホールの行政コスト（過去3年度分）の試算結果は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成 12年度	13年度	14年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	137,640	132,882	135,688
市職員人件費	132,697	129,178	132,029
団体職員人件費	-	-	-
その他	4,943	3,704	3,659
物に係るコスト	118,015	107,934	107,050
物件費	7,552	11,122	6,841
外部委託費	36,474	36,275	36,780
維持管理費	13,529	775	3,253
減価償却費	57,410	57,410	57,410
その他	3,047	2,350	2,763
行政コスト合計	255,656	240,816	242,739
(収入項目)			
市民文化ホール使用料	23,924	23,196	23,783
その他収入	12	5	-
収入項目合計	23,936	23,201	23,783
差引行政コスト	231,719	217,615	218,955
市人口	550,074人	553,598人	559,956人
市民1人当たり差引行政コスト	421円	393円	391円
年間利用人数	171,102人	183,591人	179,495人
利用者1人当たり差引行政コスト	1,354円	1,185円	1,220円

(注1) 外部委託費のうち、保安管理や設備管理、清掃等の館内保守業務については、中央公民館と共同業務であるため、行政コスト計算にあたっては、便宜的に床面積を配賦基準(市民文化ホール 4,407.56 m²、中央公民館 5,660.44 m²)とし、按分計算を行っている。

(注2) 人件費のうち、中央公民館との兼務部分については、提示された内部資料をもとに区分記載をしている。

(注3) 「市民文化ホール事業基金繰出金」については、船橋市としては損益影響が無いため、行政コスト計算に算入していない。

(注4) 人に係るコストのうち「その他」については、報奨金等を計上している。

平成14年度と平成12年度で比較すると、平成14年度の行政コスト合計は242,739千円であり平成12年度よりも12,917千円減少しており、一方、平成14年度の収入項目合計が23,783千円であり平成12年度とほぼ同じ水準であるため、結果として平成14年度の差引行政コストは平成12年度よりも12,764千円減少している。

利用者1人当たり差引行政コスト(市民文化ホール使用料収入以外で補完する金額)は、利用者数の増加及び行政コストの減少による差引行政コストの減少によって、平成14年度は1,220円となっており、平成12年度よりも134円減少している。

人口 1 人あたり差引行政コストは、平成 14 年度は 391 円となっており、平成 12 年度よりも 30 円減少している。

(意見)

市民文化ホールの差引行政コスト(利用料収入等で賄いきれない行政が負担するコスト)は毎年 210 百万円を超えている計算になる。なお、平成 14 年度にて耐用年数が満了になるため、平成 15 年度からは償却負担が生じなくなる。参考までに減価償却費を計上しない場合の平成 14 年度の数値を算定してみると、差引行政コストは 161,544 千円、利用人数 1 人あたり差引行政コストは 900 円、人口 1 人あたり差引行政コストは 288 円となり、差引行政コストは大幅に減少することになるが、同時に資産の老朽化による修繕費用の負担や資産の買い替えによる資金負担が予想される。よって、「(5) 監査の結果 大規模修繕計画」で記載のとおり、資金面を考慮した大規模修繕計画の策定が望まれる。

自主事業の損益管理について

平成 14 年度の市民文化ホール自主事業の収支は以下のとおりである。

	事業名	実施年月日	入場料(百円)	入場者数	事業費支払額(千円)	販売数	収入額(千円)	補助金等(千円)	事業損益(千円)	区分
1	柳家三太楼真打 昇進披露	4/7	指 25	530	2,100	548	1,306	-	793	
2	音楽サロン 東京吹奏楽団	4/20	指 25	478	2,012	475	762	-	1,249	
3	心に残る日本の歌 コンサート	5/19	指 28	642	3,092	608	1,426	997	668	
4	音楽サロン 山本浩一郎(トロンボーン)	6/27	指 25	445	816	400	650	-	166	
5	ホビュラー&スタンダード の世界	6/29	指 45	739	3,990	773	3,207	-	782	
6	ゴスベルガールズ・ コンサート	7/4	指 33	400	735	394	1,192	-	457	
7	チュチュ ファミリーコンサート	7/30	指 33	352	1,470	358	929	-	540	
8	音楽サロン ニューフィル千葉	9/14	指 25	357	2,100	328	758	997	343	
9	宇崎竜童 30周年記念ライブツアー	10/12	指 40	652	2,399	671	2,593	-	194	
10	落語会 春風亭小朝	10/20	指 35	1,044	2,940	1,088	3,649	-	709	
11	音楽サロン 八木のぶお(ハモニカ)	11/3	指 25	209	808	188	433	-	375	
12	オペラ 「ヘンデルとグレーテル」	12/14 15	S40 A30	1,248	13,118	1,126	3,366	3,580	6,172	
13	第九 特別演奏会	1/19	自 20	550	1,665	620	1,193	-	472	

	事業名	実施年月日	入場料 (百円)	入場者数	事業費 支払額 (千円)	販売 数	収入額 (千円)	補助金等 (千円)	事業損益 (千円)	区分
14	ウィーン セレナーデ	1/24	指 35	383	1,772	372	1,218	-	554	
15	バンドスタンド 船橋 2002	2/11	指 33 自 20	598	2,210	636	1,698	-	512	
16	音楽サロン 日本音楽集団演奏会	2/16	指 25	255	1,890	171	394	-	1,495	
17	茂山狂言会 船橋公演	3/1	S50 A40	285	2,751	288	1,338	-	1,412	
18	シネサロン (月1回1日3回上映)		年間 15	8,842	1,207	1,385	2,077	-	870	
計				18,009	47,079		28,196	5,575	13,308	
				物品販売手数料			210	-	210	
				合 計			28,406	5,575	13,098	

上記のように、事業損益で黒字となっているのは 18 事業中 4 事業のみである。しかし、自主事業の事業損失（平成 14 年度では 13,098 千円）は、市民文化ホールが市の直営であるため、「市民文化ホール事業基金繰出金」として一般会計より補填されている。

自主事業は主に次の 3 つの区分に分けられる。第一番目は市民が自ら舞台に立つ「市民参加型（上記表区分）」、第二番目は市で事業内容を企画する「企画型（上記表区分）」、第三番目はプロモーション会社から買う「パッケージ型（上記表区分）」である。公共性という面では区分 が強く、興行性という面では区分 が強い。区分 は両者の中間である。よって、市民文化ホールという性格上、公共性も重視されるべきであるから、区分 は比較的損益を勘案する必要性が少ない反面、区分 については、損益重視で事業を行う必要がある。

しかし、上記を見るに、区分 10 事業のうち、黒字となっているのは 3 つのみであり、大半は赤字となっている。

（意見）

現在、自主事業については、翌年分を月 1 回（不定期）の企画会議にて決定している。企画会議議事録等の作成はしていないが、企画会議で承認された事業を稟議に挙げている。また、入場料については、同種の事業及び前回時の入場料を参考に決定しており、入場者見込数と事業支出からチケット代金を策定するといった手法はとられていない。

そこで、自主事業を行うにあたって各事業別の損益管理を行うことが必要であると考え。特に区分 については、興行性が強いいため、赤字とならないようにするのが望ましい。つまり、事業支出と入場見込数、チケット代から損益分析を行い、黒字となるような事業のみを行う必要があると考える。

また、区分 及び については公共性が強いいため、損益管理を実施するほか、市民に対してアンケート等を実施して、市民のニーズに合った事業を行うことが望ましい。

職員の勤務計画について

市民文化ホールは毎週月曜日が休館日であり、土曜日、日曜日及び祝日は特に忙しくなる。しかし、市民文化ホールの勤務予定表（各職員の勤務計画を示したもの）によれば、忙しいはずの土曜日と日曜日は、館長以下 14 人の職員のうち 6~7 人と半数近くが休む予定になっている。

（意見）

市民文化ホールの業務の性質上、忙しい時期に出勤者を減らすことは効率的ではない。平日にも休みを加えて曜日ごとの出勤者数の偏りをなくすことや、あるいは土曜日、日曜日は多めに出勤するような勤務計画を策定することが望ましい。

管理運営の包括委託について

市民文化ホールでは、平成 17 年 4 月を目途に、現在、市で直営している維持管理を外部に委託することを検討している。委託候補先として、船橋市文化・スポーツ公社が挙げられているが、同公社は特に市民文化ホールの管理運営の経験・ノウハウを有しているわけではない。

（意見）

まず、本当に外部委託が必要かどうか十分検討する必要があると考える。現職員を他部署に異動させて外部委託を行った方が専門性や資金面で本当に有利といえるのか、V F M（Value For Money：民間に委託した場合の行政コストの削減額）を算定したうえで判断することが望ましい。

もし V F M が発生するのであれば、民間事業者への委託や P F I 導入の可能性も考えられる。公の施設の管理は、平成 15 年度の地方自治法改正に伴い、第三セクター以外の民間事業者でも可能となるので、文化・スポーツ公社に限らず、能力と積極性を有する事業者をプロポーザル方式等の手法で選択しうる。また、P F I によれば、民間事業者が複数年度に渡って施設の管理運営を包括的に行うため、専門的な企画能力や管理能力を活かした運営が可能となるので、やはり検討の余地があるものと考えられる。

2 . 船橋市海浜公園

(1) 施設の概要

所在地

船橋市潮見町 40 番

所管部署

経済部

供用開始年度

昭和 57 年度

施設の目的

昭和 54 年に、京葉港中央 A 地区の造成に伴い新設された分岐航路に、海辺に潤いを求めている市民の要望を勘案して、その海面を京葉港 期土地造成実施までの間、干潟を造成し潮干狩場として活用し、背後に一般市民のレクリエーションの場として公園を整備するという計画が策定され、千葉県企業庁からその管理運営を船橋市、市川市と協議の上決める旨の通知があった。

それを受けて、京葉港臨海地域の一画に、緑化の推進や環境の整備と市民の余暇の活用及び健康の増進を目的として太陽と水と緑の調和を保つ海浜公園が建設されたものである。

施設の内容

管理棟	事務室、会議室、更衣ロッカー室
余熱棟	温水プール、トレーニングルーム、風呂 (平成14年4月廃止)
野球場	
庭球場	全天候型コート6面
プール	1周約300mの流水プール、ちびっこプール、幼児プール、スライダー4基
芝生広場	海を一望できる広場 9,800 m ²
利用時間	午前9:00～午後5:00
休園日	毎週月曜日・祝日の翌日
料金	駐車料金(1日1回) 普通車 500円 大型車 2,000円
	園内施設料金
	潮干狩り(4月～6月開催)
	子供(4才以上) 210円
	大人(中学生以上) 420円
	貝の料金は別途
	プール(夏季営業 午前10:00～午後4:00)
	幼児(4才以上) 210円
	小・中学生 400円
	一般 810円
	テニスコート(1面2時間)
	平日 1,050円
	土・日・祝日 4,080円
	テニススクール(全8回)
	平日 10,500円
	土・日 15,750円
	野球場(2時間)
	5,100円
	パークゴルフ(9ホール1周)
	350円
	釣堀(用具・エサ代含む)
	500円
	卓球(1人1時間)
	350円

(2) 施設の管理運営方法

市が財団法人船橋市公園協会(以下、「協会」という。)へ施設管理運営を委託しており、利用料金制度を採用している。

主な委託業務

- ア．海浜公園関連業務（プール管理業務・駐車場管理業務・利用券販売業務等）
- イ．売店等業務

運営体制

協会は船橋市海浜公園（以下、「海浜公園」という。）のほかに、船橋市アンデルセン公園（以下、「アンデルセン公園」という。）や市内の公園管理を市から委託されているため、次のような組織になっている。

事務局	総務部	
	公園業務部	公園管理センター
		アンデルセン公園
	海浜公園	

海浜公園は公園業務部に所属し、常勤職員 7 人、臨時・パート職員約 8 人が専属で勤務している。（平成 15 年 3 月 31 日現在）

(3) 協会の状況

協会の目的

船橋市域における緑化の推進及び環境の整備を行うとともに、市の公園、スポーツ・レクリエーション施設及び公園に隣接した芸術・文化施設の効率的な管理運営と健全な利用の促進を図り、併せて市民の余暇の有効活用を支援し、もって潤いと安らぎのある市民生活に寄与することを目的とする。

事業内容

- アンデルセン公園（都市公園）の管理運営
- 海浜公園（レクリエーション施設）の管理運営
- 市内 39 公園等の管理業務

協会の財務状況

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
総収入	1,263,586	1,298,955	1,313,128
総支出	1,251,627	1,269,567	1,292,838
当期収支差額	11,958	29,388	20,290
総資産	246,725	307,556	302,514
正味財産 (基本金)	99,255 (10,000)	128,954 (10,000)	147,178 (10,000)
市の出資比率	100%	100%	100%

協会全体の役職員数（平成 15 年 3 月 31 日現在）

役員数 15 人（うち常勤 1 人）、職員 34 人、その他（臨時・パート職員）119 人

(4) 初期投資の状況

(単位：千円)

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県負担金	市債
用地費	-	-	-	-	-
建設費	3,606,651	3,306,651	-	300,000	-
合計	3,606,651	3,306,651	-	300,000	-

なお、上記事業費は、市が余熱棟・管理棟・プール等の建設のために支出した金額である。海浜公園はこの他に千葉県企業庁より無償で引継いだ用地・施設や、無償で借受けている用地によって構成されている。用地・施設の取得経緯及び無償借受けの状況は次のとおりである。

区分	細目	取得経緯等
用地	船橋市潮見町 39 - 1 7,998 m ²	千葉県企業庁より無償引継
	船橋市潮見町 39 - 2 30,000 m ²	同上
	船橋市潮見町 40 番外 4 筆 45,002 m ²	千葉県企業庁より無償借受
工作物	芝生広場(築山)	千葉県企業庁より無償引継
	野球場 1 面	同上
	テニスコート 6 面	同上

(5) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
年間利用者数	96,434 人	69,529 人	90,717 人
(市の収支)			
歳入 A	-	-	-
	-	-	-
歳出 B	116,073	84,300	87,205
工事請負費	29,463	15,690	17,601
委託費	8,610	8,610	10,185
負担金補助及び交付金	78,000	60,000	59,418
市収支 (A-B)	116,073	84,300	87,205
(財団法人の収支)			
収入 C	294,063	222,953	233,801
利用料金収入	127,347	93,508	101,329
売店等事業収入	85,559	67,223	71,268
イベント事業収入	1,305	1,095	841
補助金収入	78,000	60,000	59,418
その他収入	1,851	1,125	943
支出 D	318,239	223,074	244,077
人件費	34,333	29,099	29,289
賃金	21,958	15,072	13,183
物件費	35,531	21,046	18,904
委託費	140,914	110,623	116,260

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
維持管理費	26,171	5,793	10,461
その他支出	30,398	21,159	34,518
管理費	28,930	20,279	21,459
財団法人収支 (C-D)	24,176	120	10,275
全体収支 +	140,249	84,421	97,481

なお、上表の年間利用者数に用いた人数はプール入場者数である。その他の施設利用者数の推移は次のとおりである。

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
庭球場事業	2,786 時間	3,347 時間	3,274 時間
野球場事業	368 時間	556 時間	435 時間
駐車場事業	65,046 台	55,651 台	57,753 台
余熱事業(温水)	25,087 人	-	平成 14 年 4 月 1 日 余熱事業廃止
〃 (水泳教室)	1,447 人	-	
〃 (アクアピクス)	692 人	-	
〃 (トレーニング・浴室)	9,426 人	-	
〃 (中高年体操)	160 人	-	
〃 (エクササイズ教室)	152 人	-	
遊戯事業	14,690 人	12,083 人	11,043 人

平成 12 年度と比較して 13 年度、14 年度の全体収支のマイナスが減少しているのは、非常に採算が悪い余熱事業が平成 12 年度に中止され、収支構造が改善されたためである。ただし、全体収支は依然、大幅なマイナスとなっている。

(6) 監査の結果

財産台帳の整備について

ア．温水プールの取得価格について

温水プール建設時の工事内訳は次のようになっている。

(単位：千円)

工 事 名	契約額
建設工事	1,831,340
電気設備工事	125,145
空調設備工事	238,061
給排水衛生設備工事	151,459
外溝・その他工事	27,758
工事管理委託料	24,617
合 計	2,398,381

建物台帳上の取得価格は、建設工事から給排水衛生設備工事までの合計額 2,346,006 千円となっている。しかし、この中には南部清掃工場から余熱を送る配管等(工作物)に係る取得価格が含まれていると考えられる。また外溝・その他工事は工作物台帳に記載されるべきであるが、工作物台帳は作成されていない。

(改善策)

上記の工事は、次の手順によって取得価格を決定し、建物台帳及び工作物台帳に記載する必要がある。

- ・ 工事管理委託料を除く各工事の金額を、内容に応じて建物価格と工作物価格に振り分ける。
- ・ 工事管理委託料を、上記の金額を基準として建物と工作物に配賦し、建物と工作物の取得価格に含める。

イ．引継財産について

市は昭和 57 年 3 月 31 日に、千葉県企業庁との間で引継書を作成し、次の財産を引継いだ。

区分	細目	
土地	船橋市潮見町 39 - 1 雑種地	7,998 m ²
	船橋市潮見町 39 - 2 雑種地	30,000 m ²
施設	芝生広場(築山)	
	野球場 1面	
	テニスコート 6面	

上記の土地は、土地台帳に記載されているが、取得価格が記載されていない。また、野球場及びテニスコートは工作物台帳に記載されるべきであるが、台帳自体が作成されていない。

(改善策)

上記の土地及び施設の野球場・テニスコートは、千葉県企業庁から寄附によって取得したものであることから、船橋市財務規則第 168 条及び第 169 条第 5 号によって、見積価額を財産台帳に記載する必要がある。

ウ．取得資産について

市は、昭和 56 年 12 月 14 日に千葉県企業庁との間で締結した協定書によって、海浜公園の管理棟やプール・駐車場・緑地等を建設している。管理棟等の建物は建物台帳に記載されているが、取得価格が記載されていない。また、プール・駐車場・緑地等は工作物台帳に記載する必要があるが、台帳自体が作成されていない。

なお、当該施設の建設費の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

内 訳	金 額
設計料	18,800
地質調査	2,162
建設工事 管理棟工事	232,800
附帯設備工事	27,636
プール工事	316,827
雨水、汚水排水工事	46,833
共通仮設費	8,500
諸経費	23,404

内 訳	金 額
衛生その他設備	109,300
電気工事	56,850
厨房その他設備	15,790
駐車場	58,000
緑地	52,000
その他	11,098
合 計	980,000
千葉県企業庁の負担金	300,000
差引取得価額	680,000

また、市は平成 5 年 7 月に千葉県企業庁の許可を受けて、公園内に 139,800 千円の立体駐車場を建設しているが、この駐車場についても工作物台帳が作成されていない。

(改善策)

管理棟やプールについては、上記 680,000 千円を建物・工作物に分類して、船橋市財務規則第 168 条及び第 169 条第 1 号にしたがい、建物台帳及び工作物台帳に記載する必要がある。

同じく立体駐車場も船橋市財務規則第 168 条及び第 169 条第 1 号にしたがい、工作物台帳に記載する必要がある。

エ．建物附属設備の区分記載について

海浜公園の建物台帳では附属設備が建物に含めて記載されており、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できないようになっていた。

(改善策)

建物は躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価格を記載した台帳もしくは補助簿を整備すべきである。

備品管理について

海浜公園の備品は備品台帳に適切に記載されているが、船橋市財務規則第 210 条第 1 項にしたがった物品の保管状況の調査は実施されていない。

(改善策)

同規則にしたがって、少なくとも年に一度は備品台帳と現物の照合を行う必要がある。

建物の登記について

海浜公園の建物は、登記されていない。

(改善策)

船橋市財務規則第 166 条第 3 項にしたがって、建物について登記を行うべきである。

干潟管理業務委託契約書について

市は協会との間で干潟管理業務委託契約を締結している。この契約は、市の施設である海浜公園に隣接する干潟の管理に関する業務委託契約であるが、監査の過程で次の事項が確認されたため、指摘することとする。

ア．委託内容について

市と協会との間で締結された干潟管理業務委託契約書では、委託業務が次のように明記されている。

第 1 条 甲（市）は、乙（協会）に対し、別紙仕様書に従い、干潟の監視及び清掃業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

しかし、別紙仕様書では、干潟監視業務・干潟清掃業務・干潟整地業務が業務内容と記載されている。したがって、干潟管理業務委託契約書と別紙仕様書では業務内容が整合していない。なお、別紙仕様書に記載された干潟整地業務は協会によって適切に実施されているので、同業務は干潟管理業務委託契約書上で記載が失念されたものと考えられる。

（改善策）

干潟管理業務委託契約書第 1 条の文言を、「干潟の監視、清掃及び整地業務を委託し、」と修正すべきである。

イ．再委託について

市と協会との間で締結された干潟管理業務委託契約書には、次のような規定がある。

第 9 条 乙（協会）は、あらかじめ甲（市）の承認を受けたときは、委託業務を第三者に委託することができる。

協会では、この規定にしたがって市に再委託の承認願いを提出している。しかし、市にはこの承認願いに対して承認した実績がなく、承認書は保管されていなかった。

（改善策）

委託先が再委託を実施するときには、契約書にしたがって承認手続が実施されなければならないので、市は協会が提出した承認願いを受理し、協会に対する承認書を発行するとともに書類を適切に保管する必要がある。

協会の現金管理について

協会の現金出納帳を確認したところ、記帳が適切に行われていなかったために往査日当日の現金残高が一見して把握することができず、現物との照合が困難となっていた。担当者の説明にしたがい出納帳の調整を行ったところ、最終的に現物と出納帳残高は一致したが、現状の現金管理は非常に複雑となっている。金種表等を用いた日々の現金実査記録もないことから、現金管理に関する内部統制は十分に機能しているとは言えない状態であった。なお、往査日現在、合計で 4,082 千円の現金が金庫に保管されていた。

(改善策)

現金は日々実査を行い、部課長等が承認を行う必要がある。また盗難等のリスクを勘案すると、手元には必要最小限の現金だけを保管するようにすべきである。

領収書の管理について

協会の領収書の管理状況を確認したところ、書き損じの領収書が綴りから除かれ保管されていなかった。

(改善策)

領収書の不正使用を防止するために、書き損じの領収書は複写部分と合わせてホチキス止めし、保管しておく必要がある。

補助金の交付について

協会には、「船橋市補助金等の交付に関する規則」の規定にしたがって、海浜公園管理運営事業に対し管理運営費補助金が交付されている。平成14年度の補助金算定内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

事業収入	ア	174,383	
事業費		214,598	
管理費		21,459	
	合計	イ	236,058
財源不足額	ウ(=イ-ア)	61,675	
協会充当額	エ	10,275	
補助金精算額	オ(=ウ-エ)	51,400	
その他支出(派遣職員人件費)	カ	8,018	
補助金合計	オ+カ	59,418	

上記算定内訳にある管理費は、事業費の10%として計算されている。しかし、「船橋市補助金等の交付に関する規則」には、そのような規定が明記されていない。同様に、協会充当額の算定方法や、派遣職員人件費が補助金の対象となることも同規則には明記されていない。したがって、補助金の計算が適正であるかを検討することができなかった。

(改善策)

補助金が適切に算定され、交付されるように、補助金の具体的な算定方法に関する細則を設ける必要がある。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

海浜公園と協会を合わせたトータルの行政コスト（過去 3 年度分）の試算結果は次のとおりである。減価償却費は県負担金を除く建設費を 25 年で償却しており、支払利息は市債がないため、計上していない。

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	99,108	82,824	68,256
市職員人件費	42,816	38,652	25,783
団体職員人件費	56,292	44,171	42,473
物に係るコスト	424,272	327,423	351,839
維持管理費(委託料)	140,914	110,623	116,260
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	91,166	42,530	46,967
減価償却費	132,862	132,831	132,633
その他	59,329	41,438	55,977
その他のコスト	-	-	-
支払利息	-	-	-
その他(租税公課等)	-	-	-
行政コスト合計	523,381	410,248	420,096
(収入項目)			
利用料金収入	214,212	161,828	173,439
その他収入	1,851	1,125	943
収入項目合計	216,063	162,953	174,383
差引行政コスト	307,317	247,295	245,713
市人口	550,074 人	553,598 人	559,956 人
市民 1 人当たり差引行政コスト	559 円	447 円	439 円
年間プール利用者数	96,434 人	69,529 人	90,717 人
利用者 1 人当たり差引行政コスト	3,187 円	3,557 円	2,709 円

利用者 1 人当たり差引行政コストの計算に用いる利用者数にはプール利用者数を採用した。

なお、上記行政コストのうち、平成 12 年度に中止された余熱事業に係る直接費の推移は次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
余熱施設事業費	89,115	28,064	13,714

平成 12 年度と比較して 14 年度の差引行政コストは減少しているが、これは余熱事業廃止による事業費の減少が影響していると考えられる。しかし、その一方で余熱棟が遊休状態となったまま、毎年 99,474 千円もの減価償却費が計上され、市民 1 人当たり約 180 円のコストがかかっている。なお、減価償却計算における耐用年数は 25 年としているが、この年数は施設が通常の利用目的で正常に稼働している場合に適用される年数である。したがって、次の「余熱棟について」で述べるように

施設が遊休状態にあり転用の方針が決まらない状態が続いていると、企業会計上は、約 14 億円（平成 14 年度末）の除却損を計上することになる。

また、利用者 1 人当たり差引行政コストは、冷夏などの不可抗力によって影響を受けるプール利用者数を用いて計算しているため、年度により金額が大きく異なっており、一概にその傾向を述べることはできない。

（意見）

余熱棟が遊休状態のままであると、企業会計上は多額の除却損を計上することになるため、早期に施設の転用を検討する必要があると考える。

また市及び協会は天候によるリスクを負うプール事業を行う以上、天候の良否が行政コストに与える影響を最小限に止めるような対策を取っていく必要があると考える。具体的には固定金額で契約している委託費を実働の業務量に応じた単価契約に切り替えたり、閑散期には職員を協会内の繁忙部署に配置換えして余剰人員を減らすなどの手段を取り、業務量に比例しない固定費を削減することによって、天候の良否等に柔軟に対応できる体制を整える方法が考えられる。

余熱棟について

平成 4 年に南部清掃工場の余熱を利用した施設が海浜公園内に建設された。この施設は温水プール・水泳教室・アクアピクス・トレーニング等に利用する目的で、総額 2,398,381 千円の費用を投じて建設されたが、南部清掃工場から海浜公園まで余熱を送る配管に漏水が発生したため、平成 12 年 11 月に余熱の配送を中止している。漏水発生の原因は次のように記録されている。

（漏水発生の原因）

高温水配管に漏水が発生した原因は次のものである。

南部清掃工場と海浜公園の間は、地下埋設で配管を通しており、その長さは片道約 460m である。この地域はもともと海で、千葉県が進めてきた京葉港期埋立計画の中で埋立造成された場所である。そのため、地下に海水が浸透し、土壌が均一でないことから、地下に埋設してある金属製の配管が、通気差マクロセル・土壌差マクロセルといわれる電位差の違いから生じる電池現象により腐食したものである。

更に配管内部を流れる水蒸気の温度差が金属腐食のスピードを速めたものである。

その後、余熱棟に係る事業は検討委員会によって次のような分析が行われ、結果的に条例によって平成 14 年 4 月に廃止された。

ア．公共性の分析

近隣に同等以上の温水プール施設ができたことにより利用者数が当初に比べて半減している。また建設目的の一つである、地域還元施設としての役割も地元団体によれば現在は無くなってきているため、余熱事業の持つ公共性は当初に比べてかなり低くなっている。

イ．企業性の分析

開設から 9 年間の収入累計額は 168,171 千円、支出累計額は 979,899 千円、赤字累計額は 811,728 千円となっている。これを言い換えると 100 円の収入を

得るために 583 円の経費を要してその差額は税金で補填されていることになり、事業の採算性はきわめて低い。

ウ．結論

公共性を優先し、余熱事業を従来どおり再開するためには、高温配水管を露出方式により布設換えするなど施設整備が必要であり、高額な費用を伴う。しかし、同事業の公共性は低くなっているうえ、採算性も低い。市の全体事業の中での優先順位やそのための財源を確保するという意味からも、余熱事業は廃止するものとする。

現在、余熱棟はウォータースライダーや飲食スペース等に一部が利用されているが、大部分は利用されていない遊休状態となっている。なお、余熱棟の転用については同じく検討委員会によって次のような結論が出ている。

（余熱棟の転用）

余熱棟の転用案として、自然・野鳥等の観察舎、自然・環境等の教育学習施設等の意見があり、その実現性について検討したが、当該施設の立地場所が観察には不適であり、余熱棟だけに限定しての転用を検討するのではなく、企画調整課において「三番瀬ミュージアム構想」に伴う専門家への調査委託を平成 14 年度事業で実施する予定であったが、その中で海浜公園全体の転用とあわせて調査事項に加えてもらうことの結論に達した。

なお、平成 14 年度では転用に関する結論は出ず、往査日現在でも具体的な方針は決まっていなかった。

（意見）

ア．漏水発生の原因について

漏水の発生は前述のとおり、土壌が均一でないことによる電位差の違いから生じる電池現象と、配管内部を流れる水蒸気の温度差が直接の原因であるが、これらの原因は埋立造成された土地に熱水管を布設する以上、施工前に予見することができたのではないかと考える。したがって、市が余熱棟を建設する際に、このような事態を予見できたかが問題となるが、市は漏水発生の原因を特定しただけで建設当時における漏水発生の予見可能性や施工方法等の妥当性について何も言及していない。

余熱事業は約 24 億円もの多額の資金を投入して実施されたにもかかわらず、公益的目的を十分に果せぬまま、わずか 9 年で廃止されている。この事実を勘案すると、市は漏水発生の原因を特定するだけでなく、余熱棟建設計画段階からの事業遂行過程に問題がなかったかどうかを検討する必要があると考える。

イ．余熱棟の転用について

余熱棟に関しては、事業廃止後の平成 14 年度においても委託費、光熱費等の事業費が合計で 13,714 千円発生している。平成 15 年度の事業費予算額は 0 円となっているが、施設がある限り管理コストは必ず発生し、協会や市の財政が圧迫されることになる。また、施設が遊休状態であるためにメンテナン

スが十分に行われないと、施設の破損や倒壊によって不測の災害が発生するおそれもなしとしない。さらに、 において述べたとおり、施設が遊休状態となると、行政コストも高くなる。

これらの理由から、所管部署である経済部は他部署と連携を図るなどして、余熱棟の転用方法等を早急に検討する必要があると考える。

3 . 船橋市本町駐車場

(1) 施設の概要

所在地
船橋市本町 2 丁目 1 番 1 号

所管部署
建設局都市計画部

供用開始年度
平成 4 年度

施設の目的

船橋市本町駐車場（以下「本町駐車場」という。）は、本町 2 丁目地域の再開発事業に伴い、当該区域周辺の商業活動の一助とすることを目的として建設された。同地区には再開発組合の施行によって商業施設や公共施設が入居した再開発ビル（船橋スクエア 21 ビル）が建設されたが、本町駐車場は、船橋スクエア 21 ビルの地下に併設される形となっている。

なお、市の所有施設は下記 のとおりだが、これは、当該再開発区域内には市有地が含まれているため市も再開発組合員として参加し、市有地の権利相当分について駐車場施設として権利変換を受けたものである。

施設の内容

機械式立体駐車場 3 基及び料金所、休憩室、進入路設備から構成されている。なお、船橋スクエア 21 ビル内には立体駐車場が 4 基あるが、うち 1 基は当該ビル共同所有者である明生不動産の所有となっており、管理のみ(株)船橋市街地改造公社（以下、「公社」という。）で受託している。収容台数は 126 台（42 台 / 基 × 3 基）である。

駐車料金は、船橋市本町駐車場条例によって上限が定められ、平成 15 年 4 月 1 日現在の料金は次のとおりである。

普通利用	最初の 1 時間は 30 分ごとに 以後 30 分ごと 回数券	160 円 150 円 各種
夜間 1 泊	19 時～翌日 8 時 30 分まで	1,000 円
1 ヶ月定期券	全日(24 時間) 昼間(8 時 30 分～19 時) 夜間(19 時～翌日 8 時 30 分)	31,500 円 17,850 円 15,750 円

(2) 施設の管理運営方法

主な委託業務

開業当初より、公社に管理運営を委託している。管理委託の範囲は契約書によれば次のとおりとなっており、大規模修繕を除き公社が主体で管理運営を行っている。

- ・ 駐車場の維持管理
- ・ 駐車場の運営管理
- ・ 駐車場の供用に係る事務

また、利用料金制度を採用しており、市は公社に委託料を支払わずに、駐車料金収入が全額公社の収入となっている。公社は駐車料金収入により管理運営費用を賄っている。

運営体制

管理運営業務の大部分を公社に委託しているため、市（監理課）では専任者はおらず、例年、工事検査担当者が年間で数日間、大規模修繕に関する業務を行っている。一方、公社では日常業務は専属職員 2 人（うち 1 人は契約職員）とパートタイマー 14 人で運営している。契約、経理業務は他事業と合わせて業務課で行っている。

(3) 公社の状況

公社の目的

公社は、昭和 43 年に船橋市の都市再開発計画並びに開発計画の主旨に基づき設立され、土地・建物の取得、整備、譲渡、商業施設の賃貸等を目的としている。

事業内容

- ・ 自社所有の商業ビルの賃貸管理
- ・ 本町駐車場の管理（市から受託）
- ・ フェイス駐車場・市営船橋駅南口地下駐車場の管理（平成 15 年度より市から受託）等

公社の財務状況

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
営業収益	414,569	258,819	286,093
営業利益	112,685	36,432	58,120
経常利益	113,311	36,830	58,130
当期利益	270,141	21,003	37,647
総資産	1,005,758	879,991	942,631
純資産	549,022	568,900	604,298
市の出資比率	50.0%	50.0%	50.0%

平成 12 年度に多額の当期利益が計上されているが、これは従来公社が所有管理していた船橋駅南口のパール地下街駐車場について、再開発事業に伴い駐車場を廃止

し市に譲渡したことにより、補償収入が発生したためである。また、このため平成13年度以降は営業収益が大幅に減少している。

公社全体の役職員数（平成15年3月31日現在）
 役員数9人（うち常勤2人）、職員数9人（うち契約職員3人）

（4）初期投資の状況

本町駐車場は、全て一般財源により800百万円で建設された。この金額には機械式立体駐車場設備の他に併設される料金所や休憩所及び進入路設備も含まれている。

なお、敷地については他の事業者と共同所有の形態をとっており、市では敷地面積2,239㎡のうち8.49%の所有権を有している。再開発以前に市が所有していた用地の取得時期や取得価額は不明である。

（単位：千円）

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	不明	不明	不明	不明	不明
建設費	800,384	800,384	-	-	-

（5）施設の利用状況及び収支状況

（単位：千円）

	平成12年度	13年度	14年度
年間利用台数	72,131台	69,986台	64,246台
回転率（注1）	1.57	1.52	1.40
（市の収支）			
歳入 A	-	-	-
歳出 B	-	5,197	4,641
大規模修繕費	-	5,197	4,641
市収支（A-B）	-	5,197	4,641
（公社の収支）			
収入 C	49,565	50,030	46,487
利用料金収入	43,391	43,856	40,313
その他収入	6,174	6,174	6,174
支出 D	67,705	72,809	66,035
人件費	28,836	29,488	26,085
委託労務費	-	-	-
保守管理費	5,670	5,670	5,670
その他	1,398	1,801	2,861
間接費配賦額（注2）	31,800	35,849	31,418
公社収支（C-D）	18,139	22,779	19,547
全体収支 +	18,139	27,977	24,188

（注1）1日平均利用台数/収容台数（126台）で計算している。

（注2）間接費は、公社の全事業共通費用を売上高の比率で按分計算している。

年間利用台数、回転率とも毎年度低下しつづけている。なお、建設当初より需要予測や収支計画は特に策定されていない。

市の収支は、利用料金制度を採用しているため、大規模修繕費のみの負担となっている。

会社の収入のうちその他収入は全て明生不動産からの受託料収入である。支出は明生不動産所有分も含めた駐車場の管理費用であるが、間接費の配賦を行うことによって、収支は改善されているものの赤字が続いている。なお、委託労務費は、現場での作業スタッフを再委託することにより発生していたが、平成 12 年度より経費削減のため委託を取りやめ、公社が直接採用するか財団法人船橋市生きがい福祉事業団から高齢者スタッフを派遣してもらうようにしている。

(6) 監査の結果

財産台帳について

建物について市財務規則第 168 条に基づき建物台帳が作成されているが、附属設備もまとめて 1 つの資産として捉えられており、電気設備等の個々の設備内容が台帳上では不明となっている。

(改善策)

駐車場の個々の設備ごとに適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価額等を記載した台帳もしくは補助簿を整備すべきである。

売上現金管理について

売上現金の管理は全て公社で行われており、レジのレシートによって「駐車場売上現金」・「回数券売上現金」・「駐車場売上回数券」の 3 つに区分されるため、前 2 つについて、日々現物と突合している。回収現金は金庫に保管し、翌日銀行に持っていつている（入金専用口座あり）。売上現金の集計については、金種表にてカウントしているが、金種表が保管されていない。また、現金が帳簿と不一致だった場合のルールが整備されていない。駐車場には売上現金のほかに両替用として、50 千円を仮払処理しているが、精算について定期的には行われていない。

(改善策)

金種表は、日々の現物突合の資料として重要であるため、金種表綴り等で保管すべきである。また、現物との不一致についてもルールを整備し、現金不明差異報告書等を作成し、適正な承認を経てから会計処理（雑損、雑益等）が行われるべきである。両替用現金については、営業中に混入するのは避けられないとしても、業務終了時に売上現金と区分して保管して日々カウントすべきであり、仮払金の精算も出来れば毎月、少なくとも期末決算時には行うべきである。

回数券管理について

回数券は、駐車場で販売されているが、印刷業者から送付されたものは一度本社で保管し、駐車場のほうで足りなくなったものを本社に取りに来る形式をとっている。指摘事項として、次の点があった。

ア．本社の方では出納簿を記帳して現物管理を行っているが、特定者 1 人によって管理されている。

- イ．現在の料金と異なるため使用されていない回数券の束がそのままになっており（調査時において@310円の束419冊、@150円の束300冊があった）、処分について手順が定められていない。
- ウ．毀損した回数券若干について、駐車場事務所内に保管されていた。毀損した回数券の処分についても手順が定められていない。
- エ．駐車場では、「回数券売上台帳」により顧客への販売時については記帳が行われており、レジのレシートと日々突合することによって払出を管理している。しかし、本社から駐車場への受入についての記帳がされていないため、残高の把握がなされておらず、帳簿と現物との突合が不可能な状況にある。

（改善策）

- ア．本社での回数券管理については特定の人物だけの管理でなく、定期的に別の人間によるチェックを入れた方が現物管理上、望ましい。
- イ．不使用回数券について将来使用する見込みがないのであれば、保管しつづける意味がないばかりか不正使用等のリスクがあるため、所定の手続を整備した上で破棄すべきである。
- ウ．回数券を毀損した場合のルールも整備すべきである。
- エ．駐車場においては、帳簿残高と現物の突合が行えるように、利用者への販売時のみならず、本社からの受入時にも記帳を行い、定期的な現物突合を実施すべきである。

修繕工事費用の負担について

大規模修繕は全て市の一般会計の負担となっている。一方、利用料金は、利用料金制度を採用しているため、全て公社の収入となっている。修繕費用の負担区分については、市と公社の契約の中で明確な記載はない。

（改善策）

今後設備の老朽化が進み大規模修繕費用の増加が予測されるが、一般会計による負担を原則とするのではなく、修繕費の負担区分を明確化すべきである。また、その際にはなるべく利用料金収入で負担を賄う等、一般会計の負担を減らすような仕組みを検討すべきである。

大規模修繕計画について

市、公社とも駐車場施設の大規模修繕計画を策定していない。立体駐車場設備の機械交換は総運転時間3,600時間が目安となっているが、このうち2基は総運転時間が6,000時間を超えており、機械の疲労劣化が特に激しくなっている。

（改善策）

市もしくは管理運営を委託されている公社が大規模修繕計画を策定し、適時に修繕を行うことが必要である。必要な予算措置については、例えば市で所有する施設全体について、大規模修繕基金を毎年度積み立てることにより計画的な修繕を実施する等の方策の検討が必要である。

（7）監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

本町駐車場の市・公社を合わせたトータルの行政コスト（過去 3 年度分）の試算結果は次のとおりである。減価償却費は建設費を 25 年で償却しており、支払利息は建設資金が自己資金によっているため、計上していない。

(単位:千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	29,323	29,984	26,582
市職員人件費	487	495	497
団体職員人件費	28,836	29,488	26,085
物に係るコスト	44,281	43,898	45,804
物件費	388	514	483
外部委託費	5,670	5,670	5,670
維持管理費	6,207	5,698	7,635
減価償却費	32,015	32,015	32,015
その他のコスト	31,800	35,849	31,418
支払利息	-	-	-
公社間接費	31,800	35,849	31,418
行政コスト合計	105,405	109,732	103,805
(収入項目)			
利用料金収入	43,391	43,865	40,313
その他収入	6,174	6,174	6,174
収入項目合計	49,565	50,039	46,487
差引行政コスト	55,839	59,693	57,317
市人口	550,074 人	553,598 人	559,956 人
市民 1 人当たり差引行政コスト	102 円	108 円	102 円
年間利用台数	72,131 台	69,986 台	64,246 台
利用台数 1 台当たり差引行政コスト	774 円	853 円	892 円

平成 14 年度を平成 12 年度と比較すると、平成 14 年度の行政コスト合計は 103,805 千円であり 1,599 千円減少しているものの、平成 14 年度の収入項目合計が 46,487 千円と 3,077 千円減少しているため、結果として差引行政コストは 1,478 千円増加している。

利用台数 1 台当たり差引行政コスト（利用料金収入以外で補完する金額）は、利用台数の減少が響いて平成 14 年度は 892 円となっており、平成 12 年度よりも 118 円増加している。市民 1 人当たり差引行政コストは、平成 14 年度は 102 円となっており、平成 12 年度と同額となっている。

(意見)

上記のとおり、本町駐車場の差引行政コスト（利用料金等で賄いきれない行政が負担するコスト）は平成 12 年度 55,839 千円、平成 13 年度 59,693 千円、平成 14 年度 57,317 千円となっており、毎年 5 千万円を超えている。周辺に市営駐車場や民間駐車場が多数存在してきている中で、本町駐車場に年間 5 千万円を超える差引行政コストを負担していく必要性が認められるのか、今後の利用状況を見極めた上で判断していくことが望ましい。

利用実績の低下について

本町駐車場の利用台数、回転率、利用料金収入はいずれも減少を続けている。これは、本町駐車場周辺における時間式駐車場の増加や比較的近くにある市役所駐車場（156台収容）が土曜日、日曜日及び祝日は無料開放されること、近年増加しているRV車等の車高の高い車に機械が対応できないこと等が原因となっている。また、15年度より南口再開発ビル内の市営駐車場も開業したことから、減少傾向は今後も続くものと考えられる。なお、駐車料金は最初の1時間が320円（30分以内は160円）、その後は30分ごとに150円であり、周辺駐車場よりも若干高くなっている。

このような現状に対して、市も公社とも現時点においては、効果的改善策を見出すに至っていない。

（意見）

このまま公社の利用料金収入の減少が進むと、公社の財源不足分が市の財政負担増につながるおそれもあるので、そうならないように市と公社が協力して対策を検討する必要があると考える。そのためには、利用者の分析を行った上で、もっとその利便性を高め利用率のアップにつなげる方策を検討することが望ましい。

委託費用について

現在、市の委託費用はなく、公社が駐車場保守業務を石川島運搬機械(株)に委託するのみである。契約形態はと同様に見積り合わせなしの1社随意契約であり、その理由は対応可能な事業者は設置メーカーである同社だけのため、としている。しかし、その結果毎年度の委託料は5百万円で変わらずに推移を続けており、利用料金収入が減少する中で、公社における委託費用の負担は年々重くなっている。

なお、公社では契約方法を具体的に定めた規程、基準は作成していない。

（意見）

設置メーカー以外の事業者による保守業務委託が困難であるとしても、他事業者とも見積り合わせを行ったり、他の駐車場事業者と情報交換を行う等、コスト削減を図っていくことが望ましい。

また、市や他団体に倣い、契約方法を具体的に定めておくことが望ましい。

修繕工事契約について

市では平成13～15年度にかけて、立体駐車場3基の主電動機交換等の修繕を行うため年間5百万円前後の支出を行っているが、いずれも設置メーカーである石川島運搬機械(株)に対する1社随意契約となっており、他社との見積り合わせは行っていない。

（意見）

修繕工事においても極力入札あるいは見積り合わせを行い、品質を下げずにコスト削減を図る必要があると考える。

公社と船橋北口駐車場(株)の統合について

平成 15 年 10 月に公表された「船橋市財政健全化プラン」によれば、平成 16 年度に公社と船橋北口駐車場株の統合が予定されている。この統合が実現すれば、本町駐車場、船橋駅南口地下駐車場、フェイス駐車場及び船橋北口駐車場の 4 駐車場が 1 つの外郭団体によって管理運営されることとなり、一層の業務の効率化が図れるものと期待されている。

(意見)

両社の統合にあたっては、次の点に留意する必要があるものとする。

- ア．駐車場事業そのものにおいて、今後の市の関与の度合いをどう方向づけるのか。周辺に駐車場が増え、それらと比較して料金も高い現状においてその必要性はあるのか。
- イ．平成 15 年度の地方自治法改正により、民間事業者が管理運営を行うことが可能となったが、民間事業者が行った場合、現状よりも業務の効率化及びコスト削減あるいは利用者増が図れるか。
- ウ．車場の類型（立体式、自走式など）や規模、設置メーカー、場所等はまちまちであるが、統合した場合、本当に効率化が図れてコスト削減につながるのか。

4 . 船橋北口駐車場

(1) 施設の概要

所在地
船橋市本町 7 丁目 2 番 1 号

所管部署
建設局都市計画部

供用開始年度
平成 2 年度

施設の目的

昭和 52 年に JR 船橋駅の乗降客 35 万人以上を対象とする、公共広場確保のための市街地再開発事業が完成した。しかし、大型店が駅前に集中したことにより、北口広場にバス・タクシー・自家用車が集中したため、交通渋滞の起因となった。

そこで、利用者の利便や交通渋滞、交通事故の解消を図るため、昭和 63 年 1 月に都市計画決定、同年 6 月工事着工、平成 2 年 11 月に地下駐車場が完成し、供用を開始している。

施設の内容

設備の構造は、鉄筋コンクリート造地下 2 階建てであり、面積は 20,096.74 m²である。

収容台数は 563 台であり、その内訳は地下 1 階に自走式 158 台、地下 2 階に自走式 75 台及び機械式 330 台となっている。なお、地下 2 階の自走式のうち 40 台分は東武百貨店地下 2 階の駐車場を借りている。

駐車料金は、船橋北口駐車場株式会社（以下「会社」という。）が独自に設定している。しかし、市との管理運営の協定書である基本契約によって定められているため、料金改定には市長の承認が必要となっている。平成 15 年 4 月 1 日現在の料金は次のとおりである。

普通利用	最初の 60 分まで	320 円
	最初の 90 分まで	470 円
	最初の 120 分まで	630 円
	以後 30 分ごと	150 円
	回数券	各種
夜間 1 泊	21 時～翌日 9 時まで	950 円

(2) 施設の管理運営方法

主な事業

市は開業当初より会社と「船橋北口駐車場の管理及び運営に関する協定書」を締結し、会社が管理運営を行っている。市の持株比率は、設立当初 35.0%であったが、平成 14 年 12 月に(株)東武百貨店から株式譲渡を受け、現在は 50.0%となっている。

管理の範囲は、「船橋北口駐車場の管理及び運営に関する協定書」に定めており、駐車場の維持管理と運営管理である。また、利用料金制度は採用しておらず、会社は市所有駅前広場躯体部分について、耐用年数 60 年・残存価額 10%とする定額法によって計算した減価償却費相当額を市に対して賃借料として支払っている。

運営体制

会社が管理運営を行っているため、市の専任者はいない。

会社は常勤役員 1 人、社員 7 人、出向・嘱託 2 人の計 10 人で運営している。

(3) 会社の状況

会社の目的

船橋北口駐車場（以下「北口駐車場」という。）の建設計画にあたり、民間活力の導入を図ることが効率的との考えから、地元関連企業との共同出資による第三セクターとして平成元年に設立され、その目的は、北口駐車場の管理運営である。

事業内容

北口駐車場の管理運営

会社の財務状況

(単位:千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
営業収益	506,213	497,244	482,868
営業利益	1,748	25,022	37,700
経常利益	13,680	8,065	21,392
当期利益	6,501	147	19,508
総資産	2,189,929	1,210,752	1,230,728
純資産	52,817	52,670	33,161
市の出資比率	35.0%	35.0%	50.0%

会社全体の役職員数（平成 15 年 3 月 31 日現在）

役員数 7 人（うち常勤 1 人）、職員数 9 人（うち出向（株）東武百貨店）より 1 人、嘱託 1 人）

(4) 初期投資の状況

躯体工事については、市が全て一般財源により 3,699 百万円、設備工事については、会社による支出 2,500 百万円、合計 6,199 百万円で建設された。

なお、敷地については市所有の駅前広場躯体部分を駐車場施設として借用しており、会社は年間使用料約 58 百万円（消費税込み）を市に支払っている。

(単位:千円)

	事業費合計	取得財源				
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債	その他
用地費	-	-	-	-	-	-
建設費						
駐車場躯体工事 (注1)	3,699,200	3,699,200	-	-	-	-
駐車場設備工事 (注2)	2,500,000	-	-	-	-	2,500,000
合計	6,199,200	3,699,200	-	-	-	2,500,000

(注1) 設計金額を記載している。

(注2) 当初取得価額は不明のため、建設協力金が全て設備工事に使われたものと仮定している。

取得財源欄「その他」は会社による支出であり、その財源は、設立時に株主でもあった東武鉄道(株)、(株)東武百貨店及び(株)イトーヨーカ堂からの借入金(決算書上「建設協力金」と表示しているため、以下「建設協力金」という。)である。なお、この建設協力金は借入後10年間無利息据え置きであり、平成14年度末現在の残高は1,225,000千円である。

(5) 施設の利用状況及び収支状況

(単位:千円)

	平成 12年度	13年度	14年度
年間利用台数	804,163台	801,675台	785,812台
回転率(注1)	3.91	3.90	3.82
(市の収支)			
歳入 A	-	-	-
賃貸料収入	58,290	58,290	58,290
歳出 B	-	-	-
市収支 (A-B)	58,290	58,290	58,290
(会社の収支)			
収入 C	506,213	497,244	482,868
利用料金収入	483,696	474,628	458,499
その他収入	22,517	22,615	24,369
支出 D	384,769	426,219	385,636
人件費	59,061	63,752	55,116
賃借料	70,886	70,562	70,537
施設管理費	133,445	135,744	135,672
水道光熱費	33,709	31,334	27,777
租税公課	16,090	15,096	13,841
保守手数料	22,695	22,772	23,196
その他経費	48,880	42,856	34,994
支払利息	-	44,100	24,500
会社収支 (C-D)	121,444	71,025	97,232
全体収支 +	179,734	129,315	155,522

(注1) 1日平均利用台数/収容台数(563台)で計算している。

(注2) 有価証券売却収入その他、固定資産売却収入、受取利息及び受取配当金収入は収入に含めていない。

駐車場の利用状況に関しては、回転率は全国平均と比較して非常に高い水準にはあるが、年間利用台数と共に毎年度低下しつづけている。これに伴い、利用料金収入も減少している。

市の収支については、収入は、市所有の土地の会社への貸し付けによる賃貸料及び躯体の減価償却費相当額の賃貸料を会社から受け取っており、支出はない。

支払利息は建設協力金の支払金利であり、平成 12 年度までは、無利息期間（借入時より 10 年間）であったが、平成 13 年度以降金利負担が生じている。なお、平成 14 年度においては、多額の元本の返済を行ったため（返済額 980,000 千円）、計上金額が減少している。

会社の収入のうち、その他収入は広告収入及び煙草売上である。

(6) 監査の結果

大規模修繕計画について

市、会社とも、駐車場の大規模修繕について計画を策定していない。

(改善策)

市においては躯体部分、会社においては附属設備や機械関係について、大規模修繕の実施時期及び修繕費の見積を行い、修繕計画を策定すべきである。さらに、市ではこの修繕計画に基づいて各年度の予算策定を行い、会社では必要額を每期大規模修繕引当金として引き当てをすべきである。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

北口駐車場の市・会社を合わせた行政コスト（過去 3 年度分）の試算結果は次のとおりである。

(単位:千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	59,061	63,752	55,116
市職員人件費	-	-	-
団体職員人件費	59,061	63,752	55,116
物に係るコスト	522,217	483,050	465,887
賃借料	12,596	12,271	12,246
委託費(駐車場運營業務)	133,445	135,744	135,672
維持管理費	76,354	71,421	62,165
減価償却費(躯体部分)	147,968	147,968	147,968
減価償却費(その他)	123,192	90,102	84,031
物件費	28,661	25,542	23,802
その他のコスト	16,090	59,196	38,341
支払利息	-	44,100	24,500
租税公課等	16,090	15,096	13,841

	平成 12年度	13年度	14年度
行政コスト合計	597,369	605,999	559,345
(収入項目)			
利用料金収入	483,696	474,628	458,499
その他収入	22,517	22,615	24,369
収入項目合計	506,213	497,244	482,868
差引行政コスト	91,155	108,754	76,476
市人口	550,074人	553,598人	559,956人
市民1人当たり差引行政コスト	166円	196円	137円
年間利用台数	804,163台	801,675台	785,812台
利用台数1台当たり差引行政コスト	113円	136円	97円

(注1) 物件費にはタバコ売上の売上原価部分を含んでいる。

(注2) 市が会社から受領している賃貸料収入と、会社側で同額を計上している賃借料は相殺表示している。

平成14年度を平成12年度と比較すると、平成14年度の行政コスト合計は559,345千円であり38,024千円減少している。これは、主に減価償却費(その他)の減少によるものが大きいといえる(「有形固定資産について」参照)。一方、平成14年度の収入項目合計も、年間利用台数の減少等から482,868千円と、23,345千円減少しているため、結果として差引行政コストは14,679千円減少している。

利用台数1台当たり差引行政コスト(利用料金収入以外で補完する金額)は、平成14年度は97円となっており、平成12年度よりも16円減少している。年間利用台数は減少しているが、それ以上に差引行政コストが減少しているためである。また、市民1人当たり差引行政コストも平成14年度は137円となっており、平成12年度よりも29円減少している。

(意見)

北口駐車場の差引行政コストは減少傾向にあるが、この理由は主に会社所有設備に係る減価償却費の減少によるものであり、裏をかえせばそれは、今後の買い替えの必要性や修繕保守費用の増加の必然性を意味している。よって、今後の資金調達について十分検討することが望ましい。また、周辺に市営駐車場や民間駐車場が多数存在する中で、追加的な行政コストを負担するだけの公益的価値が認められるか、今後の利用状況を見極めた上で判断してゆくことが必要と考える。

利用実績の低下について

「(5)施設の利用状況及び収支状況」にあるとおり、回転率は全国平均と比較して非常に高い水準にはあるが、年間利用台数と共に毎年度低下しつづけている状況である。これは、船橋駅北口周辺における時間式駐車場の増加や近年増加しているRV車等の車高が高い車に機械が対応できないこと等によるものである。これに対して、会社では機械式駐車場(2段式)の一部(40台分)を固定化してRV車が駐車できるようにしているが、その分総駐車可能台数が減少している。これによりRV車への対応はある程度増強されたが、これ以上機械式駐車場を固定化するのは難しく、今後の効果的な増収策を見つけるのが困難な状況である。

(意見)

例えば、駐車場利用者等にアンケート調査を行う等、需要予測を行ってRV車使用可能台数を設定する等、増収対策を具体的に検討していく必要があると考える。

委託費用(駐車場運營業務)について

会社は、駐車場の包括的な運營業務(監視、誘導、機械操作、料金徴収等)を包括的に(株)総合パーキングサービスに委託している。(株)総合パーキングサービスへの委託料は、毎年度135百万円程度で推移しており、契約は1社随意契約となっている。平成14年度の委託料は135百万円であり、その主な内訳は人件費123百万円、再委託費10百万円、本部費1百万円となっている。なお、運営体制は常勤社員8人、パート55人であり、業務時間は7時30分から23時30分となっている。駐車場の規模に比して比較的従事者数が多いようにも考えられるが、一部が機械式駐車場のため、安全性を確保するために適正な誘導人員数と考えている、と会社担当者から説明があった。

「利用実績の低下について」のように利用料金収入が減少する中で、委託費用の負担割合は増してきており、会社の経営を圧迫する要因となっている。

(意見)

一部機械式のために、従事者数がある程度多めになるのは止むを得ない。また、利用者の視点からは誘導人員が多いため、車の出し入れが迅速かつ的確に行われており、待ち時間が少ないという利点もある。そこで、サービスの低下を招かないよう留意しつつ、他の管理運営会社との見積りあわせを実施すること、常勤社員とパートの契約単価及び人数割合の見直しや配置の見直しにより総人員数を削減すること、あるいは会社の職員にもピーク時には職務を分担させること等の工夫を通じて、委託費用の大部分を占める人件費の改善が望まれる。

委託費用(その他)について

以外の施設設備の保守点検に係る委託契約について、平成14年度の契約額が300万円以上の契約と、それらの過去3年間の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

業務	委託先	平成 12年度	13年度	14年度
駐車機械設備	新明和エンジニアリング	5,846	5,846	5,846
エレベーター・エスカレーター(2台分)	東芝エレベーター	4,800	4,800	4,800

これらは、いずれも契約形態は見積り合わせなしの1社随意契約であり、その理由は対応可能な事業者は設置メーカーである同社だけのため、としており、会社の規定する会計規程第13条2項1号には「専門的業種で継続的に契約している場合」には随意契約によることができるものとしている。

しかし、このような委託料の固定負担について、特に会社は相場の把握や同種事業者同士での料金比較等は行っていない。

(意見)

設置メーカー以外の事業者への保守業務の委託が困難であるとしても、他事業者との見積り合わせ、他の駐車場事業者との情報交換、設置メーカーへの更なる値下げ要求等を行い、コスト削減を図っていくことが望ましい。

建設協力金の返済計画について

東武鉄道(株)、(株)東武百貨店及び(株)イトーヨーカ堂から受け入れた建設協力金の返済が、平成 12 年度から始まっており、最終返済年度は平成 21 年度となっている。しかし、会社の試算によれば約定どおりの返済を進めると平成 20 年度に 68 百万円の資金不足をきたしてしまうことが見込まれる。市及び会社では、この対応として、駐車料金の値上げもしくは建設協力金の返済の繰下げで検討したいとしている。

(意見)

駐車料金の値上げについては、近隣の大型小売店の強い反対が予想される。つまり、現在大型店利用客については、一定の金額以上を購入した客の駐車料金割引分を大型小売店が負担しているため、値上げ分がそのまま大型小売店の負担増となる可能性がある。

また、建設協力金の返済繰下げにしても、もともと 10 年間無利息据え置きであったものを更に延長することになる。

以上のように、値上げや返済繰下げはいずれも困難と考えられる。よって、会社及び市としては、上述した増収対策の検討や委託料の見直し等を行うことを前提に、大型小売店との協議を尽くすことにより、約定どおり返済できるように努力することが望まれる。

各種手当について

会社の職員の給与体系は基本的に市の給与体系に準じており、基準内賃金と基準外賃金に分かれ、賞与は基準内賃金をベースに算定される。

基準内賃金のうち、調整手当は全職員が(基本給+役付手当+家族手当)×5/100で支給されるものであるが、支給根拠が不明確である。また、家族手当が多い職員は、自動的に調整手当が多くなり、基準内賃金が多くなることによって、それをベースに算定される超過勤務手当及び賞与も多くなることになる。これでは、同じ働きをしている職員間で不公平が生じると考えられる。さらに、基準外賃金のうち、技術手当は「社の業務に係わりある技術を有するものに一定額支給される」とあるが、「技術」の定義が不明確である。

(意見)

調整手当は、市の給与体系に準じているために設定されたものと考えられるが、合理的な根拠が認められない。よって基本給に含める等による廃止が妥当と考える。また、家族手当は基準内賃金に含めることが妥当か検討が必要と考えられる。技術手当は適用される「技術」の内容を明確にすることが望ましい。

有価証券の運用及び管理について

会社は投資信託や株式を保有しており、その投資規模が多額であり、全ての銘柄が含み損を抱えている。

具体的な含み損の状況は以下のとおりである（平成 15 年 12 月末現在）。

(単位:千円)

銘柄	数量	取得価額	時価	評価損益
株式	株			
A 社	40	37,960	20,680	17,280
B 社	2,000	11,707	6,440	5,267
C 社	20,000	44,633	29,640	14,993
D 社	2,000	20,424	7,420	13,004
E 社	2,000	32,615	11,540	21,075
株式計	-	147,339	75,720	71,619
投資信託	口			
ア投信	60,000,000	42,722	26,970	15,752
イ投信	8,963,133	2,855	2,537	318
ウ投信	5,000	50,000	38,540	11,460
エ投信	5,000	50,000	38,030	11,970
オ投信	8,000	80,000	73,224	6,776
カ投信	19,798,122	20,000	19,228	772
投資信託計	-	245,577	198,529	47,048
合計	-	392,916	274,249	118,667

(会社作成資料より)

これまで投資を行ってきたのは、建設協力金が 10 年間無利息据え置きで、その間多額の資金需要が無く、余剰資金が生じていたため、資金運用を行ったものである。しかし、今後は建設協力金の元本返済、利息支払及び耐用年数の到来した機械設備の更新等の資金が必要となる状況にある。

よって、現在の株式市況の低迷及び資金需要の発生が見込まれること等から平成 15 年度からは当面追加投資は行わない方針である。

(意見)

会社は株式会社ではあるが、公益的な事業を行っているため、必要な資金が不足に陥るようなリスクのある投資は控えることが望まれる。また、保有している有価証券について、「損切りルール」等運用方針を策定し明文化していくこと、同時に今後の資金需要に応じて保有有価証券の資金化を計画することが必要であると考え

有形固定資産について

有形固定資産の現物について、固定資産番号を付しておらず、定期的な現物の保管状況の調査も実施していない。

また、会社は躯体部分以外の建物附属設備、機械装置及び什器備品を所有し、法人税法に基づいた減価償却を実施している。減価償却計算自体には償却不足等の問題はないものの、耐用年数の到来した償却済資産が多く、減価償却費の計上が減少しているため、年度損益は向上しているが、今後の修繕及び買い替えの必要が生じている。

具体的な状況は以下のとおりである（平成 15 年 3 月期現在）。

(単位:千円)

	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額	償却 累計率
建物附属設備	2,017,720	1,695,014	322,706	84.0%
機械装置	474,018	349,679	124,339	73.8%
什器備品	30,767	27,569	3,198	89.6%

(固定資産台帳より)

(意見)

附属設備等の現物の識別困難なものはあるにしても、固定資産の現物管理として、固定資産台帳に記載している固定資産番号を個々の現物に付し、定期的な現物の保管状況の調査を実施することが望ましい。

また、償却済資産については、法人税法の法定耐用年数と実際の経済的耐用年数は必ずしも一致するものではないが、個々の資産の取得価額が高額な場合には、買い替え及び修繕に必要な資金について資金計画を策定することが必要と考える。

会社から市に支払う賃借料の算定について

駐車場の躯体部分については市の所有であり、これを有償で会社に貸し付ける形態をとっている。賃借料の算定は、借地法第 2 条において「堅固な建物の所有を目的とするものについては 60 年」としていることから、躯体部分の総工費 36 億円から残存価額の 10%を差引いた額を 60 年で除算し、年間 54 百万円(税抜き)と設定している。

しかし、実際に躯体が 60 年持つかどうかは検証されておらず、また、他に転用できる施設ではないことから、耐用年数到来後に 10%の価値が残っているとは考えにくい。

(意見)

賃料設定は、躯体の総工費を実際の耐用年数内で回収できるように設定すべきであり、残存価額も耐用年数到来後の売却価値から考えるべきであるため、価値がないのであればゼロ評価が妥当と考える。このように、耐用年数や残存価額の妥当性について再検討の余地があるものとする。

会社と(株)船橋市街地改造公社との統合について

「3. 船橋市本町駐車場」参照

5 . 船橋市アンデルセン公園

(1) 施設の概要

所在地
船橋市金堀町 525 番地他

所管部署
建設局都市整備部

供用開始年度
平成 8 年度
(既設のワンパク王国(昭和 62 年 11 月開設)を拡張し、名称変更を行う。)

施設の目的

船橋市アンデルセン公園(以下、「アンデルセン公園」という。)は「ワンパク王国」、「メルヘンの丘」及び「子ども美術館」の 3 つのゾーンがある。「ワンパク王国」は、市制 50 周年の記念事業として昭和 62 年にオープンした。その後、平成元年に市がデンマークのオーデンセ市と姉妹都市となったのを機に、同市の全面的な協力を得て「福祉と緑の都市宣言」の記念事業の一つとして公園が整備された。既設の「ワンパク王国」にアンデルセン童話の精神を生かした「メルヘンの丘」と日本で最も独創的な「子ども美術館」を加え、素朴で自然あふれる夢のある都市公園として整備されている。遊び・自然体験・文化的創造などの総合的なレクリエーション活動の場として、子供からお年寄りまで親しまれる総合公園となっている。

施設の内容

開設面積 約 243,000 m²
開園時間 午前 9:30 ~ 午後 4:00
休園日 毎週月曜日 祝日の翌日

ア. 「ワンパク王国」

広々とした自然の中で、のびのびと自由に遊べる施設として、多くの子供達の人気を集めている。主な施設は次のとおりである。

平和を呼ぶ像(岡本太郎作)	アルキメデスの泉
森のアスレチック	ポニーの広場、動物ふれあい広場
じゅえむタワー	ワンパクドーム
ワンパク城	ミニ鉄道広場
にじの池	

イ. 「メルヘンの丘」

デンマークの牧歌的な景観構成の施設造りとなっており、アンデルセン童話をモチーフとしている。主な施設は次のとおりである。

イベント広場	レストハウス
コミュニティセンター	太陽の橋
ピクニック広場	太陽の池
せせらぎ	ボートハウス
風車	水上ステージ・芝生スタンド
農家	童話館
アンデルセン像	

ウ. 「子ども美術館」

展示を中心とした従来型の美術館ではなく、子供達が五感で自然とふれあい、自由な発想でのびのびと作る楽しさや喜びを体験できる施設とし、パフォーマンスゾーンとクラフトゾーンの2つのゾーンに分かれている。建築的には、自然環境に恵まれた土地に建設したため、できるだけ元の地形を生かし、既存の樹木や斜面を活用し、地下を積極的に利用するなど、自然を残した形となっている。主な施設は次のとおりである。

パフォーマンスゾーン

地下1階

エントランスホール	観察アトリエ
インフォメーション	図書・資料室
観察・展示のエリア	創作スタジオ

地下2階

サービスヤード・荷解室
機械室・電気室

1階

ワークショップ	版画アトリエ
ワークショップ準備室	談話・会議室
指導員室	データ・ベース制作室

2階

展示室

クラフトゾーン

食のアトリエ	陶芸のアトリエ
染織のアトリエ	木のアトリエ

屋外施設

野外劇場
大地の広場

その他

エレベーター（障害者対応）2基、荷物運搬用1基

料金	入園料金	年間パスポート料金	
	幼児（4才以上）	100円	500円
	小・中学生	210円	1,000円
	高校生	610円	2,000円
	一般	920円	3,000円
	駐車料金		
	普通車	500円	
	大型車	2,000円	
	園内施設利用料金等		
	ポニーの乗馬	1回 100円	
	変形自転車	1回 2人乗 210円	3・4人乗 310円
	ミニパターゴルフ	1周 310円	
	ミニカー	1台 1回 100円	
ミニ鉄道	1回 100円		
ボート	1回 30分 310円		
子ども美術館	材料代実費		

(2) 施設の管理運営方法

市が財団法人船橋市公園協会（以下、「協会」という。）へ施設管理運営を委託しており、利用料金制度を採用している。

主な委託業務

アンデルセン公園清掃業務
 子ども美術館樹木管理業務
 空調設備等保守点検
 アンデルセン公園機械警備業務

運営体制

協会は市からアンデルセン公園のほかに、船橋市海浜公園（以下、「海浜公園」という。）や市内の公園管理を委託されているため、次のような組織になっている。

事務局	総務部	
	公園業務部	公園管理センター
		アンデルセン公園
		海浜公園

アンデルセン公園は公園業務部に所属し、常勤職員 15 人、臨時・パート職員約 60 人が専属で勤務している。（平成 15 年 3 月 31 日現在）

(3) 協会の状況

協会の目的

船橋市域における緑化の推進及び環境の整備を行うとともに、市の公園、スポーツ・レクリエーション施設及び公園に隣接した芸術・文化施設の効率的な管理運営と健全な利用の促進を図り、併せて市民の余暇の有効活用を支援し、もって潤いと安らぎのある市民生活に寄与することを目的とする。

事業内容

アンデルセン公園（都市公園）の管理運営
海浜公園（レクリエーション施設）の管理運営
市内 39 公園等の管理業務

協会の財務状況

（単位：千円）

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
総収入	1,263,586	1,298,955	1,313,128
総支出	1,251,627	1,269,567	1,292,838
当期収支差額	11,958	29,388	20,290
総資産	246,725	307,556	302,514
正味財産 (基本金)	99,255 (10,000)	128,954 (10,000)	147,178 (10,000)
市の出資比率	100%	100%	100%

協会全体の役職員数（平成 15 年 3 月 31 日現在）

役員数 15 人（うち常勤 1 人）、職員 34 人、その他（臨時・パート職員）119 人

(4) 初期投資の状況

ワンパク王国建設事業（昭和 59 年度～63 年度）

（単位：千円）

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	1,573,576	292,776	-	-	1,280,800
建設費	988,935	808,235	-	-	180,700
合計	2,562,511	1,101,011	-	-	1,461,500

園芸センター建設事業（平成元年度～2 年度）

（単位：千円）

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	3,100,805	3,100,805	-	-	-
建設費	-	-	-	-	-
合計	3,100,805	3,100,805	-	-	-

アンデルセン公園建設事業（平成 5 年度～10 年度）

（単位：千円）

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	1,323,070	1,027,470	45,000	20,000	230,600
建設費	7,995,873	2,600,073	-	-	5,395,800
合計	9,318,943	3,627,543	45,000	20,000	5,626,400

アンデルセン公園建設事業（平成 11 年度～14 年度）

（単位：千円）

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	1,152,325	386,725	304,000	-	461,600
建設費	-	-	-	-	-
合計	1,152,325	386,725	304,000	-	461,600

合計（昭和 59 年度～平成 14 年度）

（単位：千円）

	事業費合計	取得財源			
		一般財源	国庫補助金	県補助金	市債
用地費	7,149,776	4,807,776	349,000	20,000	1,973,000
建設費	8,984,808	3,408,308	-	-	5,576,500
合計	16,134,584	8,216,084	349,000	20,000	7,549,500

なお、平成 15 年 3 月末現在の市債残高は 4,314,398 千円である。

(5) 施設の利用状況及び収支状況

(単位：千円)

	平成 12 年度	13 年度	14 年度
年間利用者数	345,862 人	406,544 人	411,467 人
(市の収支)			
歳入 A	-	-	-
	-	-	-
歳出 B	379,993	363,615	385,372
負担金及び交付金	220,000	220,000	255,697
市債利息	159,993	143,615	129,675
市収支 (A-B)	379,993	363,615	385,372
(財団法人の収支)			
収入 C	627,558	689,022	701,507
利用料金収入	217,634	253,472	253,212
遊戯事業収入	30,186	36,470	34,712
売店等事業収入	157,965	177,251	156,283
イベント事業収入	621	735	716
補助金収入	220,000	220,000	255,697
その他収入	1,150	1,091	885
支出 D	651,681	690,449	706,566
人件費	65,442	69,968	90,322
賃金	133,132	142,434	152,962
物件費	40,750	39,438	37,459
委託費	216,760	240,896	224,196
維持管理費	36,175	32,284	33,515
その他支出	100,177	102,658	96,624
管理費	59,243	62,768	71,486
財団法人収支 (C-D)	24,122	1,427	5,059
全体収支 +	404,116	365,042	390,431

アンデルセン公園の年間利用者数と収入は年々増加しているが、全体収支は毎年多額のマイナスとなっている。

(6) 監査の結果

財産台帳の整備と財産管理について

ア．寄附による資産について

市が民間企業等から寄附によって取得した土地・建物は、土地台帳及び建物台帳において取得価格が記載されていなかった。

(改善策)

これらの資産は船橋市財務規則第 169 条にしたがって、見積価額を台帳に記載すべきである。

イ．所管換えの資産について

土地のうち、農業センター用地・ワンパク王国用地・園芸センター用地は、それぞれ農業センター、財政部、経済部から所管換えによって都市整備部みどり推進課の土地台帳に転記されているが、すべて金額が記載されていない。

(改善策)

所管元から台帳を取り寄せ、適切に取得価格を記載すべきである。

ウ．建物附属設備の区分記載について

アンデルセン公園の建物台帳では附属設備が建物に含めて記載されており、電気設備、配管設備等の個々の設備の内容は把握できないようになっていた。

(改善策)

建物は躯体だけでなく附属設備についても適切な維持管理が行えるように、個々の資産ごとに取得時期や取得価格を記載した台帳もしくは補助簿を整備すべきである。

エ．工作物台帳・立木台帳について

アンデルセン公園には工作物や立木があるが、工作物台帳・立木台帳が整備されていない。

(改善策)

船橋市財務規則第 168 条及び第 169 条にしたがって工作物台帳・立木台帳を整備すべきである。

オ．備品管理について

アンデルセン公園の備品は備品台帳によって管理されているが、船橋市財務規則第 210 条第 1 項にしたがった物品の保管状況の調査は実施されていない。

(改善策)

同規則にしたがって、少なくとも年に一度は備品台帳と現物の照合を行う必要がある。

建物の登記について

アンデルセン公園の建物は、登記されていない。

(改善策)

船橋市財務規則第 166 条第 3 項にしたがって、建物について登記を行うべきである。

委託契約について

協会における委託契約において、次の事項が判明した。

ア．書類の整備について

次の保守管理契約は、契約にあたって「契約書」が作成されず、「予定価格を記載した書面」と「請書」のみが作成されていた。

契約名	メルヘンの丘噴水設備保守
委託先	ウォーターデザイン
契約金額	690千円

当該契約は、契約内容及び契約金額から判断すると、協会の会計規程第 54 条第 1 項（契約書の作成の省略）を適用することはできないと考えられる。

また次の契約は、協会の会計規程第 52 条第 3 項（予定価格の積算及び書面の作成の省略）、第 54 条第 2 項（契約書及び請書の作成の省略）を適用するために、30 万円以上の一つの取引を複数に分割して、請負業者から請求書入手していた。その結果、本来、契約締結にあたって作成しなければならない「予定価格を記載した書面」、「契約書」、「請書」がいずれも作成されていなかった。

（単位：千円）

勘定科目	取引内容	取引先	契約金額
消耗品費	子ども美術館染織の アトリエ材料代	株式会社田中染料店	165
			165
			計 330
子ども美術館施設管理 消耗品		株式会社テクノ菱和	263
			192
			280
			224
			224
			計 1,185

取引実態を勘案すると、これらの契約は会計規程第 52 条第 3 項、第 54 条第 2 項を適用することはできないと考えられる。

（改善策）

上記の保守管理契約は、会計規程第 53 条（契約書の作成）にしたがって、「契約書」を作成する必要がある。同じく上記の消耗品購入にあたっては、会計規程第 52 条第 2 項（予定価格の設定）及び第 53 条（契約書の作成）にしたがって、「予定価格を記載した書面」及び「契約書」を作成する必要がある。

イ．納品数量の確認について

次の草花取引は年 4 回に分けて納品されている。協会の担当者は納品の都度、数量を確認しているが、納品書を手入していない。そのため年度末に年間累計数量で提出される納品書の数量が適切であるかどうかを確認されていなかった。

品名	数量	金額(千円)
金魚草	8,000	800
リビングストーンデージー	4,000	400
サルビア	6,000	600
ジニア	6,000	600
コスモス	3,000	300

品名	数量	金額(千円)
マリーゴールド	9,000	900
葉ボタン	5,000	500
プリムラ	1,500	150
パンジー	5,500	550
合計	48,000	4,800

(改善策)

このような取引は納品の都度、必ず納品書を入手する必要がある。

領収書等の管理について

アンデルセン公園内で使用する領収書綴りは管理簿が作成されていない。また、収入印紙については現物と管理簿の残高が一致していないものがあった。

(改善策)

領収書は現物の盗難・紛失を防止するために、管理簿を作成する必要がある。また、収入印紙は定期的に現物の検査を行う必要がある。

時間外勤務の承認について

時間外勤務等命令簿を調査したところ、所属長印が押印されていないにもかかわらず、時間外勤務手当が支給されているものが散見された。

(改善策)

実体のない時間外勤務が生じないように、所属長は必ず勤務内容を確認して命令簿に承認印を押印する必要がある。

補助金の交付について

協会には、「船橋市補助金等の交付に関する規則」の規定にしたがって、アンデルセン公園管理運営事業に対し管理運営費補助金が交付されている。平成14年度の補助金算定内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

事業収入	ア	445,810	
事業費		609,881	
管理費		60,988	
	合計	イ	670,869
財源不足額	ウ(=イ-ア)	225,059	
協会充当額	エ	5,059	
補助金精算額	オ(=ウ-エ)	220,000	
その他支出(派遣職員人件費)	カ	35,697	
補助金合計	オ+カ	255,697	

上記算定内訳にある管理費は、事業費の10%として計算されている。しかし、「船橋市補助金等の交付に関する規則」には、そのような規定が明記されていない。同様に、協会充当額の算定方法や、派遣職員人件費が補助金の対象となることも同規則には明記されていない。したがって、補助金の計算が適正であるかを検討することができなかった。

(改善策)

補助金が適切に算定され、交付されるように、補助金の具体的な算定方法に関する細則を設ける必要がある。

(7) 監査の結果に添えて提出する意見

行政コスト計算書について

アンデルセン公園の市・協会を合わせたトータルの行政コスト(過去3年度分)の試算結果は次のとおりである。減価償却費は建設費を40年で償却している。

(単位:千円)

	平成12年度	13年度	14年度
(行政コスト)			
人に係るコスト	280,315	305,566	290,097
市職員人件費	81,740	93,163	46,813
団体職員人件費	198,574	212,402	243,284
物に係るコスト	679,062	703,707	688,883
物件費(賃借料、物品購入費等)	-	-	-
維持管理費(委託料)	216,760	240,896	224,196
維持管理費(修繕費、光熱水費等)	76,925	71,723	70,975
減価償却費	225,955	225,660	225,601
その他	159,420	165,426	168,110
その他のコスト	159,993	143,615	129,675
支払利息	159,993	143,615	129,675
その他(租税公課等)	-	-	-
行政コスト合計	1,119,371	1,152,889	1,108,657
(収入項目)			
利用料金収入	406,408	467,930	444,925
その他収入	1,150	1,091	885
収入項目合計	407,558	469,022	445,810
差引行政コスト	711,812	683,866	662,846
市人口	550,074人	553,598人	559,956人
市民1人当たり差引行政コスト	1,294円	1,235円	1,184円
年間利用者数	345,862人	406,544人	411,467人
利用者1人当たり差引行政コスト	2,058円	1,682円	1,611円

平成12年度から14年度までの推移を見ると、差引行政コスト・市民1人当たり差引行政コスト・利用者1人当たり差引行政コストはいずれも減少している。

なお、において述べるようにアンデルセン公園は今後拡張される予定であるが、拡張後には毎年、次のような追加的なコストが発生すると考えられる。

- ア．拡張部分の追加的な運営コスト
- イ．新たに建設される施設の減価償却費
- ウ．取得財源として発行する市債の支払利息

拡張部分について発生する追加的なコストは、概算であれば概ね把握することができる。アは次の「アンデルセン公園の拡張計画について」で述べる「拡張部分の収支予算」において試算された財源不足額 50,377 千円である。また、イは拡張部分に係る建設費が市によれば約 16 億円と見込まれることから、これを耐用年数 40 年で償却した場合に毎年計上される減価償却費 40,000 千円となる。ウは市債発行額・償還期間・金利によって変化するため、現時点での見積りは困難である。したがって、アとイのみを用いることとするが、この場合、追加的な差引行政コストは合計で 90,377 千円となる。また、平成 14 年度の市人口を用いると、追加的な市民 1 人当たり差引行政コストは 161 円となる。

(意見)

差引行政コストや市民 1 人当たり差引行政コストは年々減少しているが、将来、公園が拡張されると、拡張後数十年間にわたり追加的なコストが発生することになる。市の厳しい財政事情を勘案すると、市及び協会は委託費等の運営費削減と利用者の更なる増加を図るとともに、次の「アンデルセン公園の拡張計画について」で述べる公園拡張の是非についても再度検討する必要があると考える。

アンデルセン公園の拡張計画について

アンデルセン公園については、平成 13 年 10 月 29 日に都市計画法第 63 条第 1 項による事業計画変更認可申請書が千葉県知事に提出され、同年 12 月 11 日に認可されている。これにより公園は、今後拡張される予定である。

同申請書に添付された今後の資金計画と年度別事業費の内訳は次のとおりである。

(資金計画)

(単位：千円)

収 入		支 出	
国庫補助金	511,046	用地費	2,449,764
	1,137,000		6,066,049
県費補助金	-	物件移転補償費	-
	-		70,000
一般歳入	10,618,833	工事費	9,063,400
	3,475,910		8,763,906
その他(起債)	383,285	測量試験費	-
	10,427,730		129,000
		事務費	-
			11,685
	11,513,164		11,513,164
	15,040,640		15,040,640

上段：変更前

下段：変更後

(年度別事業費内訳)

(単位：千円)

年度区分	用地費	移転補償費	工事費	測量試験費	事務費	計
過年度分	665,404	-	7,092,356	-	-	7,757,760
	665,404	-	7,092,356	-	-	7,757,760
平成 13	-	-	7,000	-	-	7,000
	773,500	70,000	-	-	-	843,500
14	534,375	-	83,000	-	-	617,375
	771,851	-	-	29,000	1,649	802,500
15	683,875	-	1,082,349	-	-	1,766,224
	771,482	-	-	50,000	2,018	823,500
16	566,110	-	148,695	-	-	714,805
	769,155	-	1,054,450	50,000	4,345	1,877,950
17	-	-	140,000	-	-	140,000
	769,827	-	263,850	-	3,673	1,037,350
18	-	-	340,000	-	-	340,000
	773,500	-	285,250	-	-	1,058,750
19	-	-	170,000	-	-	170,000
	771,330	-	68,000	-	-	839,330
	2,449,764	-	9,063,400	-	-	11,513,164
	6,066,049	70,000	8,763,906	129,000	11,685	15,040,640

上段：変更前 下段：変更後

上表では用地費が変更前と変更後で大幅に増加しているが、これは公園の区域面積を 22.8 ヘクタールから 38.6 ヘクタールに変更したことに伴い、用地買収面積が 33,711 m²から 172,636 m²に増加したためである。

都市整備部みどり推進課では、利用者のニーズに合わせた公園を建設するために利用者・小学校・インターネット・親子討論会等による意見を取り入れて公園拡張計画を策定している。拡張予定地には、山林をそのまま残して散策路を取り入れた自然体験ゾーンと、ドッグランやフリーマーケット等ができる地域交流ゾーンが建設される予定である。

事業計画変更認可申請書では、平成 19 年度までの事業計画が申請されているが、実際の事業は同年度までに完了するわけではない。事業認可は千葉県の指導により 7 年以内の計画を標準として行われるように要請されているため、平成 13 年の事業計画変更認可申請書は平成 19 年度までの 7 年間の計画を添付して提出されている。

都市整備部みどり推進課は、上記の計画とは別に平成 25 年度までの補助事業計画を策定しており、その事業費を次のように見積もっている。

(単位：千円)

	執行済額	平成 14	15～19	残事業費 (20以降)	合計
用地費	1,072,000	513,000	1,823,000	876,000	4,284,000
施設費	7,092,000	-	1,258,000	1,117,000	9,467,000
合計	8,164,000	513,000	3,081,000	1,993,000	13,751,000

(市作成資料より)

この計画と平成 13 年に提出された計画を比較すると、事業費は総額で当初の

15,040,640 千円から 13,751,000 千円へと 1,289,640 千円減少させているが、依然、高水準の事業費となっている。

なお、拡張予定地の一部は千葉縣市町村総合事務組合が設立した千葉県地方土地開発公社が先行取得し、市が買い取ることになっている。平成 15 年度以降に、市が同公社から買い取る予定の土地の面積及び金額は次のとおりである。なお、平成 15 年度分については既に売買契約が成立し買い取りが確定している。

(単位：千円)

	買取面積 (㎡)	買取金額			
		用地費	金利	事務費	合計
平成 15	10,156	368,669	17,047	1,283	387,000
16	10,157	368,689	13,024	-	381,714
17	9,777	354,912	6,388	-	361,300
合計	30,090	1,092,271	36,460	1,283	1,130,015

(市作成資料より)

また、都市整備部みどり推進課では拡張部分に関して次のような収支予算を立てている。

(単位：千円)

年間収入	金額
来園者予測(165,000人増)	82,500
駐車代(165,000人増)	16,500
合計	99,000
年間管理費	
花の城(42,600㎡/年)	98,332
自然体験ゾーン(11,000㎡/年)	9,570
地域交流ゾーン(13,500㎡/年)	10,570
園地管理費(90,900㎡/年)	30,905
合計	149,377
財源不足額	50,377

(市作成資料より)

この収支予算によれば、公園拡張部分だけで、新たに財源不足額が 50,377 千円も生じることとなる。これを補填するためには、市が現状以上に管理運営費補助金を交付しなければならない。

なお、この収支予算の来園者予測 165,000 人は、現在の年間来園者数を公園面積で除した㎡あたり来園者数に、拡張面積を単純に乗じて算出されている。この算出方法は、今までの来園者実績が今後もそのまま続くという前提に立っており、将来の少子化や高齢化といった社会環境の変化による影響を特に考慮していない。社会環境の変化による影響で実際の来園者数が予測を下回った場合には、上記収支予算以上に財源不足額が発生する可能性がある。

また、この収支予算は拡張計画案を決定するための参考資料として作成されたものではあるが、都市整備部内での正式な承認を得られたものではない。

(意見)

公園の拡張事業については次のような改善が必要であると考えます。

ア．来園者予測について

都市整備部みどり推進課が作成した収支予算の来園者予測は、過去の利用者実績を用いていわば面積比例のような簡易な方法で計算されている。しかし、拡張事業が完了する平成 25 年度には少子化が進行し、過去の実績通りの来園者数が期待できない可能性がある。

また、アンデルセン公園は市の北部に位置し交通の便が悪いにもかかわらず、現在の事業計画ではアクセスの抜本的な改善策が検討されていない。拡張部分には子供だけでなく高齢者等を含めた大人が利用できる施設を建設する予定であるが、交通手段が十分に確保されていないと公園に足を運ぶ高齢者等は限られてくると考えられる。

収支予算の財源不足額は毎年追加的に発生する運営コストであるため、予算における来園者予測の試算にあたっては上記の点を十分に考慮し、可能な限り精密な計算を行う必要があると考える。

イ．収支予算の位置付けについて

収支予算は、公園拡張によって市の財政負担が確実に増大することを示す重要な資料であるが、事業決定プロセスにおける収支予算の位置付けが不明確であるために、都市整備部みどり推進課においてさえ参考資料として利用されているだけで正式な承認も得られていない。収支予算は施設の建設費以上に十分検討されるべきものであり、適切な承認が必要なものであると考える。

ウ．公園拡張の是非について

(5) 施設の利用状況及び収支状況に記載したとおり、アンデルセン公園の全体収支は毎年多額のマイナスとなっているが、公園を拡張すると、利用料金を値上げしない限り、市の財政負担が確実に増大することとなる。また、料金を値上げしたり、少子化が進行すれば来園者が減少して、既存施設に係る収支も現状より悪化する可能性がある。

市によれば公園拡張部分の開発には用地費約 36 億円、建設費約 16 億円を合計した約 52 億円の事業費が発生する見込みであるが、財政事情が厳しい市の現状を勘案すると、アンデルセン公園の拡張事業はあらためてその是非を問う必要があると考える。

稼働率の低い施設について

アンデルセン公園の子ども美術館内にある「創作スタジオ」は、映像機器や音響機器を揃えた本格的なスタジオである。機器類の取得価格は 136,460 千円であるが、高額な運営委託費が発生するうえに、料金が 300 円から 700 円であるにもかかわらず利用者が少なく、現状ではほとんど稼働していない。

(意見)

このような不稼働施設が生じないために、施設建設にあたっては事前に需要見込みや運営費用を試算して、設備投資の意思決定を行う必要があると考える。

アンケート調査について

アンデルセン公園では、定期的に利用者のアンケート調査を実施している。その集計結果は、協会で公園運営のために利用されているが、市の所轄部署である都市整備部みどり管理課には報告されていない。

(意見)

アンケート調査の結果は、利用者のニーズそのものであり、公園の適切な運営のためにも、定期的のみどり管理課へ報告されることが望ましい。